

「財政面から見た中部州の姿」

平成22年4月

はじめに

中部経済連合会は、魅力と活力溢れる地域社会を実現し、国全体の活力につなげるために、地方分権改革の着実な実施と、将来的な道州制への移行を目指すべきであると主張している。

道州制は、現在の中央集権的な統治構造を抜本的に見直し、国から地方へ権限と財源を移すとともに、国（中央政府）・州（広域自治体）・基礎自治体が対等な関係となる地方分権型社会を構築する社会制度改革である。こうした改革の必要性に鑑み、本会は道州制について数次にわたる提言を行い、道州制導入の必要性、国・州・基礎自治体の役割分担の再構築、新しい役割分担にもとづく税財政の姿、道州制実現までのプロセスなどについて提案してきた。

また昨年3月に公表した「中部州の姿－住みやすい地域・働きやすい地域 No.1 を目指して－」においては、基礎自治体と州との関係や大都市制度、小規模自治体に対する州の補完のあり方、区割りや州都に対する考え方、首長、議会および行政機構のあり方について提案し、加えて道州制で変わる中部の地域社会の姿について具体的に例示した。

今回の提言において本会は、これまで提案してきた道州制導入後の国・州・基礎自治体の役割分担を前提に、国および地方の歳入・歳出データを組み換え、その結果から「中部州」の財政の姿を定量的に示した。また、併せて、道州制導入後の税制や財政調整のあり方についての検討を行った。

国と地方の財政のあり方や、税制の将来像については、国・地方自治体・研究者などが、それぞれの立場から多様かつ詳細な検討を行っているところである。この提言は、こうした専門的な議論に一石を投じることを目的に、公知のデータにもとづきいくつかの仮定を置いて試算した結果である。

経済界の立場から取りまとめたこの提言が、道州制に関する議論の活性化と深化に資するものとなれば幸いである。

平成 22 年 4 月

社団法人中部経済連合会

会 長 川口 文夫

道州制推進委員会

委員長 古角 保

目 次

第Ⅰ章 国および地方の財政の現状	1
第1節 平成22年度当初予算に見る国の歳入・歳出	1
第2節 平成22年度地方財政計画に見る地方の歳入・歳出	6
第Ⅱ章 平成19年度決算における国および地方の財政の姿	9
第1節 国の歳入・歳出	9
第2節 地方自治体の歳入・歳出	15
第3節 中部（5県・県下市町村）の歳入・歳出	18
第Ⅲ章 国と地方の役割分担に応じた「中部州」の財政の姿	21
第1節 中経連が主張する「道州制下の国と地方の役割分担」のあり方	21
第2節 新たな役割分担に応じた歳出の振り分け	25
第3節 歳出の振り分けに対応した国から地方への税財源の移譲	30
第4節 財政面から見た中部州の姿	33
第Ⅳ章 残る課題の整理	36
第1節 水平的な財政調整制度を設ける場合の枠組み	36
第2節 道州制導入後の税体系のあり方	39

第Ⅰ章 国および地方の財政の現状

本章では平成 22 年度の当初予算等における国および地方の財政の姿を確認し、財政の現状と課題を概観する。なお、本提言は道州制導入後の「中部州」の姿を描くことを目的としており、「平時」の財政を前提にシミュレーションを行うべく、第Ⅱ章以降の試算では平成 19 年度決算の歳入・歳出データを用いる（第Ⅱ章にて詳述）。

第 1 節 平成 22 年度当初予算に見る国の歳入・歳出

平成 20 年秋に発生した大規模な金融不安（いわゆる「リーマン・ショック」）に端を発する、世界的な信用収縮と需要の急減は、わが国の経済に大きな打撃を与えた。百年に一度とも形容される経済危機は、税収の落ち込みと景気対策のための財政出動を招いており、加えて平成 21 年の政権交代にともなう諸施策の転換の影響もあって、わが国の財政を取り巻く環境は急速に変化している。

こうした極めて異例な状況の下で編成され、このほど成立した**平成 22 年度政府当初予算は、一般会計総額が 92.3 兆円と、経済危機前の平成 19 年度当初予算（82.9 兆円）を 10 兆円弱上回る、過去最大の規模となった。**

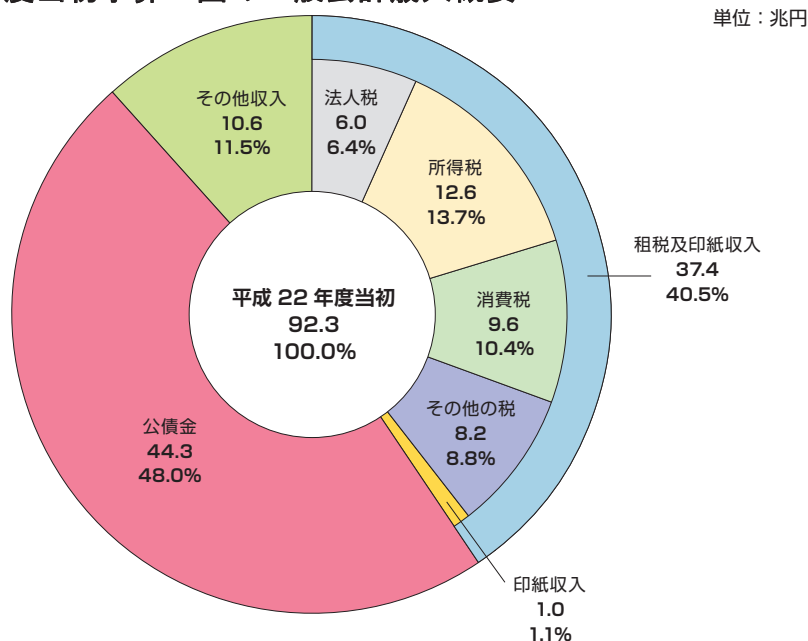
以下に平成 22 年度当初予算に即して、国の財政の状況を概観する。

(1) 歳入

国の平成 22 年度当初予算における一般会計歳入の総額は、当初予算として過去最大となる 92.3 兆円である。その内訳は「租税及印紙収入」が 37.4 兆円（40.5%）、「公債金」が 44.3 兆円（48.0%）、「その他収入」が 10.6 兆円（11.5%）となっている。

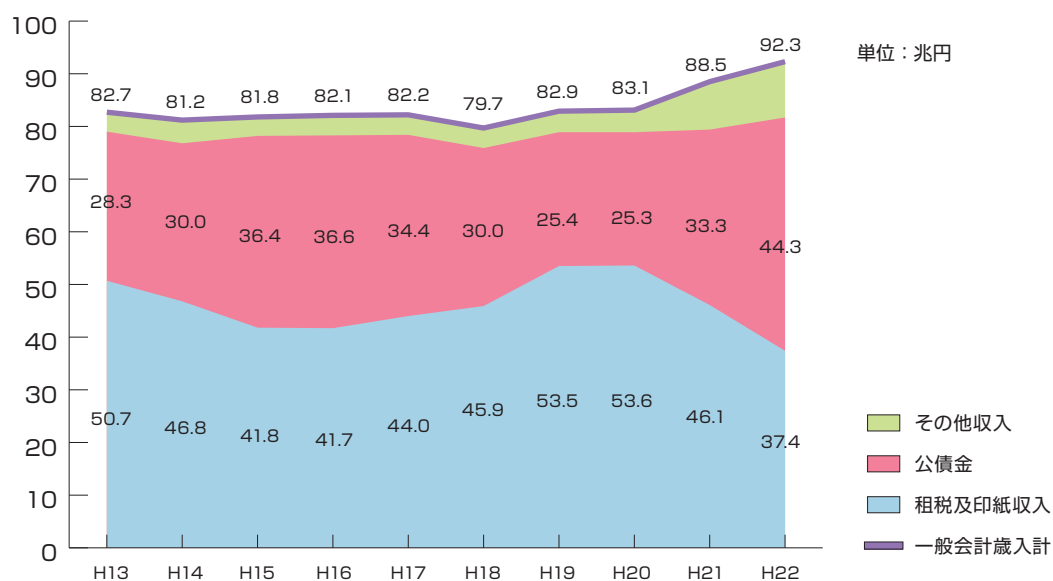
平成 22 年度当初予算は、景気の低迷を受けて税収が大きく落ち込む中で、経済危機への対応や社会保障の拡充、地方交付税交付金の増額などの歳出増大を実現するために巨額の国債を発行する点に特色がある。

図 1 平成 22 年度当初予算・国の一般会計歳入概要



【出典：財務省資料「平成 22 年度予算政府案」より作成】

図 2 国の一般会計歳入の推移（平成 13 年度～22 年度・当初予算ベース）



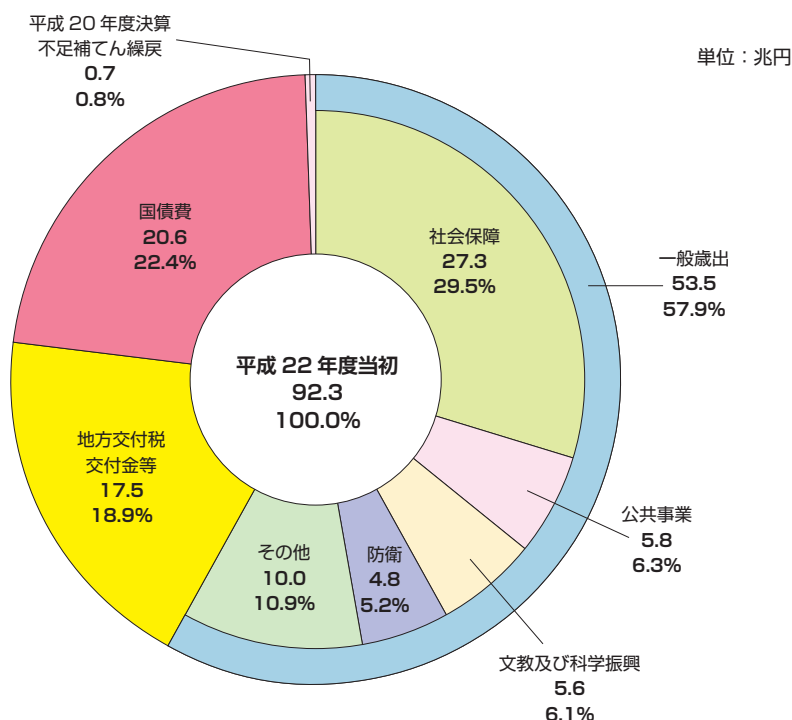
【出典：財務省資料「我が国の財政事情」より作成】

主に法人税の落ち込みにより、租税及印紙税収入は 37.4 兆円と、経済危機前であった平成 19 年度当初予算の 53.5 兆円から 3 割の大幅な減少となった。他方、公債金は 44.3 兆円と、平成 19 年度の 1.7 倍に達している。**公債金が税収を上回るのは昭和 21 年度以来、実に 64 年ぶりの事態であり、公債依存度（予算総額に占める国債の割合）は、平成 17 年度以来 5 年ぶりに 40%を超えた。**極めて異例な予算であると言えよう。

(2) 歳出

当初予算における**国の一般会計歳出の総額は 92.3 兆円**であり、その内訳は「**一般歳出**」が 53.5 兆円（57.9%）、「**国債費**」が 20.6 兆円（22.4%）、「**地方交付税交付金等**」が 17.5 兆円（18.9%）、「平成 20 年度決算不足補てん繰戻」0.7 兆円となっている。

図 3 平成 22 年度当初予算・国の一般会計歳出概要

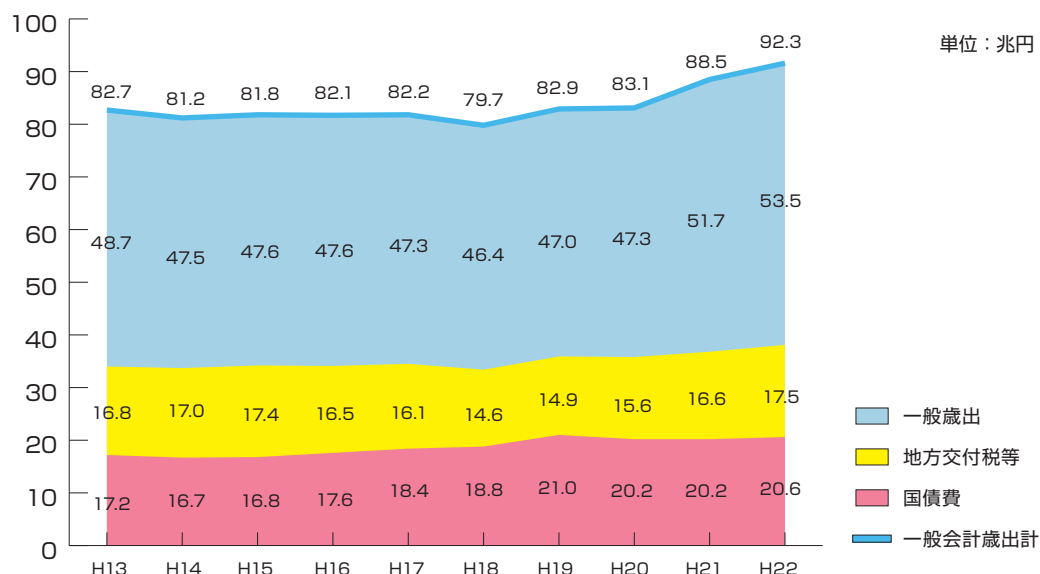


まず「一般歳出」とは、後述する「国債費」「地方交付税等」を除く歳出であり、具体的には社会保障や公共事業などに充てられる歳出である。

年金・医療・介護・少子化対策などに充てられる社会保障関係費は、高齢化の進展にあわせ増加傾向にある。これに加えて、**政権交代にともない「子ども手当」の創設や「消えた年金」問題への集中対応といった政策が実施に移されるため、社会保障関係費は 27.3 兆円と、平成 21 年度当初予算に比べて 9.8%増加**している。また、高校の実質無償化や農業の戸別補償（モデル事業）といった、いわゆる「マニフェスト政策」に重点的に予算が配分されている。

他方で、公共事業関係費は前年度比▲18.3%という記録的なマイナスとなり、総額 5.8 兆円は昭和 50 年代と同レベル、すなわち 30 年前の水準となっている。

図 4 国の一般会計歳出の推移（平成 13 年度～22 年度・当初予算ベース）



【出典：財務省資料「我が国の財政事情」より作成】

また「国債費」とは、既発国債の利払い・償還に充てられる費用である。国債費は、いわゆる「60 年償還ルール」にもとづき国債発行残高の 1/60 を一般会計から「国債整理基金特別会計」に繰り入れるものであるため、国債発行残高の増減にともなって増減する。平成 22 年度当初予算では 20.6 兆円が計上された。

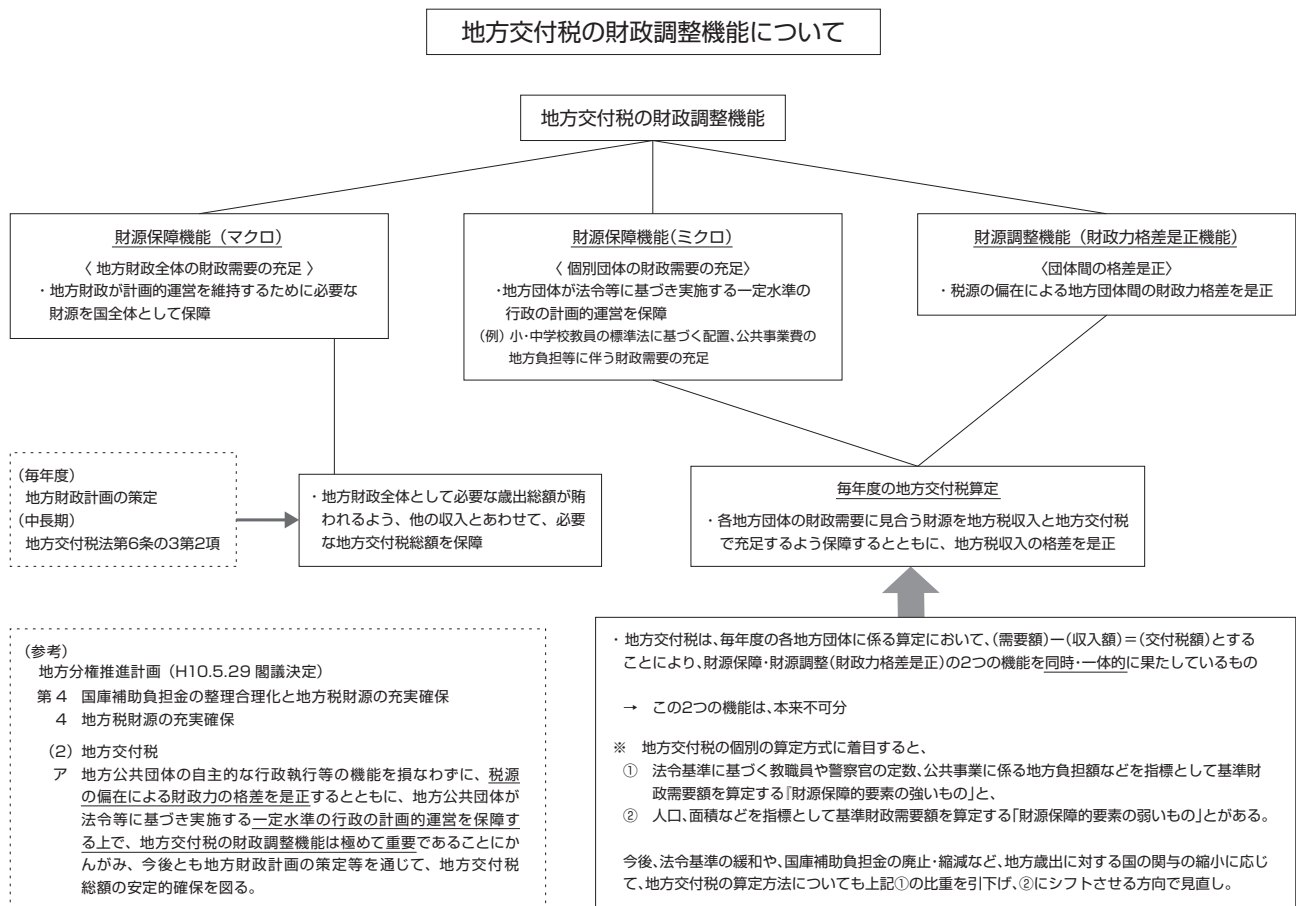
国債費の比率が高まると、国の借金返済のために予算が割かれるため、財政の硬直化が進むと言われている。国債費が過去最大の 22.0 兆円となった平成 12 年度当初予算では、一般会計歳出に占める割合が 25.8%に達した。その後、国の財政再建に向けた取り組みとして国債の新規発行が抑制されたことにより、いったんは国債費も減少に転じたが、平成 19 年度当初予算から 5 年度連続で 20 兆円を超えており、一般会計歳出に占める割合は平成 8 年度以来、20%を超え続けている。

最後に「地方交付税等」とは、国税の一部（法人税・所得税・消費税・酒税・たばこ税の 5 税の一定割合）を、用途を定めずに国から地方自治体に配分するものである。平成 22 年度当初予算では、過去最大の規模となる 17.5 兆円が計上された。

経済発展の度合いや規模の違いから、地方自治体の間には大きな税収格差が存在する。その一方で、自治体の規模や財政力に関わらず、国民には一定の行政サービスが提供されるべきであることから、国が国税の一定割合を地方に移転することで財政調整を行い、その財源を保障している（第Ⅱ章にて詳述）。こうした機能を担っている

地方交付税交付金は、大多数の地方自治体にとって欠くことのできない財源となっている。

図 5 地方交付税が担う「財政調整機能」



【出典：総務省「第 27 次地方制度調査会（第 23 回専門小委員会）資料」】

いわゆる「三位一体の改革」によって、平成 16 年度から 18 年度にかけて地方交付税は減少を続けた。地方自治体の首長からは、3 年間で 5.1 兆円にのぼる地方交付税の減少が地方の疲弊を招いたとの批判が根強く存在している。

こうした事情を考慮し、「地域主権」の実現をうたう鳩山由紀夫内閣のもとで策定された平成 22 年度当初予算では、地方交付税が前年度比 1.1 兆円増額されるなど、地方に最大限の配慮がなされた。国会における菅直人財務大臣の財政演説（平成 22 年 1 月）においても、「地方における歳出改革を継続しつつ、地方公共団体が、雇用情勢等を踏まえた当面の地域活性化に向けた施策等を円滑に実施できるよう」地方交付税を加算したと、その意図が明確に述べられている。

第2節 平成22年度地方財政計画に見る地方の歳入・歳出

わが国を覆う経済危機の影響は、国の財政と同様、地方の財政にも大きな環境変化を強いている。法人税の落ち込みが続く中でも、行政サービスの低下を避けるべく、各地方自治体が知恵を絞って22年度予算を策定しているところである。

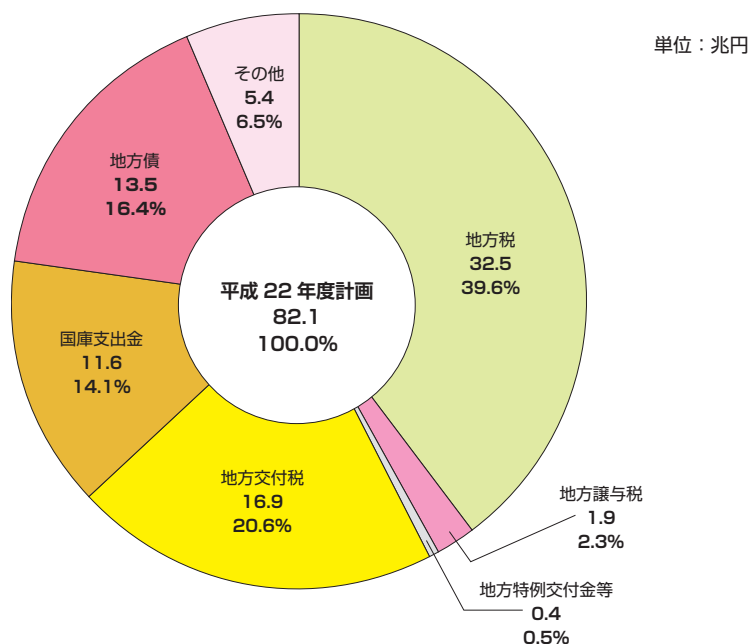
都道府県と市町村を合わせて1,800にのぼる地方自治体の財政は、規模も収支状況も様々であり、これらを網羅することは実態として困難である。そこで本節では、国会に提出された「平成22年度地方財政計画」に即して、地方全体の予算の状況を俯瞰する。

【参考】地方財政計画とは、地方交付税法にもとづき作成される、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方交付税の算定根拠として国会に提出されるとともに、一般にも公表されている。

(1) 歳入

平成22年度地方財政計画における地方自治体全体の歳入総額は、82.1兆円であり、その内訳は「地方税」が32.5兆円（39.6%）、「地方交付税」が16.9兆円（20.6%）、「国庫支出金」が11.6兆円（14.1%）、「地方債」が13.5兆円（16.4%）で、以下「地方譲与税」が1.9兆円、「地方特例交付金等」が0.4兆円などとなっている。

図6 平成22年度地方財政計画歳入内訳



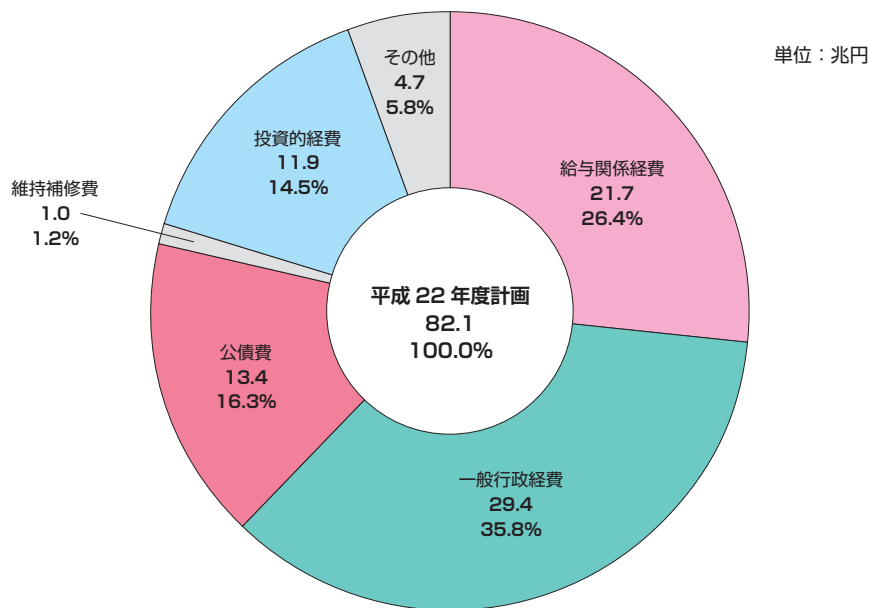
【出典：総務省「平成22年度地方財政計画」】

地方自治体の歳入に占める地方税の割合は、経済危機前の平成 19 年度地方財政計画では 48.6%に達していたものの、法人税収の減少などにより平成 22 年度は 4 割未満に止まると見込まれている。他方で前年度に比べ、地方交付税は 1.1 兆円、国庫支出金（補助金）は「子ども手当」の創設にともなう財源保障により 1.3 兆円、それぞれ増加している。国からの財政移転の歳入に占める割合も増加しており、平成 22 年度地方財政計画では 4 割弱を占めるに至っている。

(2) 歳出

平成 22 年度地方財政計画における地方自治体全体の歳出総額は、82.1 兆円であり、その内訳は「給与関係経費」21.7 兆円（26.4%）、生活保護や介護給付・後期高齢者医療給付等の「一般行政経費」29.4 兆円（35.8%）、「公債費」13.4 兆円（16.3%）、直轄事業負担金や公共事業費など「投資的経費」が 11.9 兆円などとなっている。

図 7 平成 22 年度地方財政計画歳出内訳



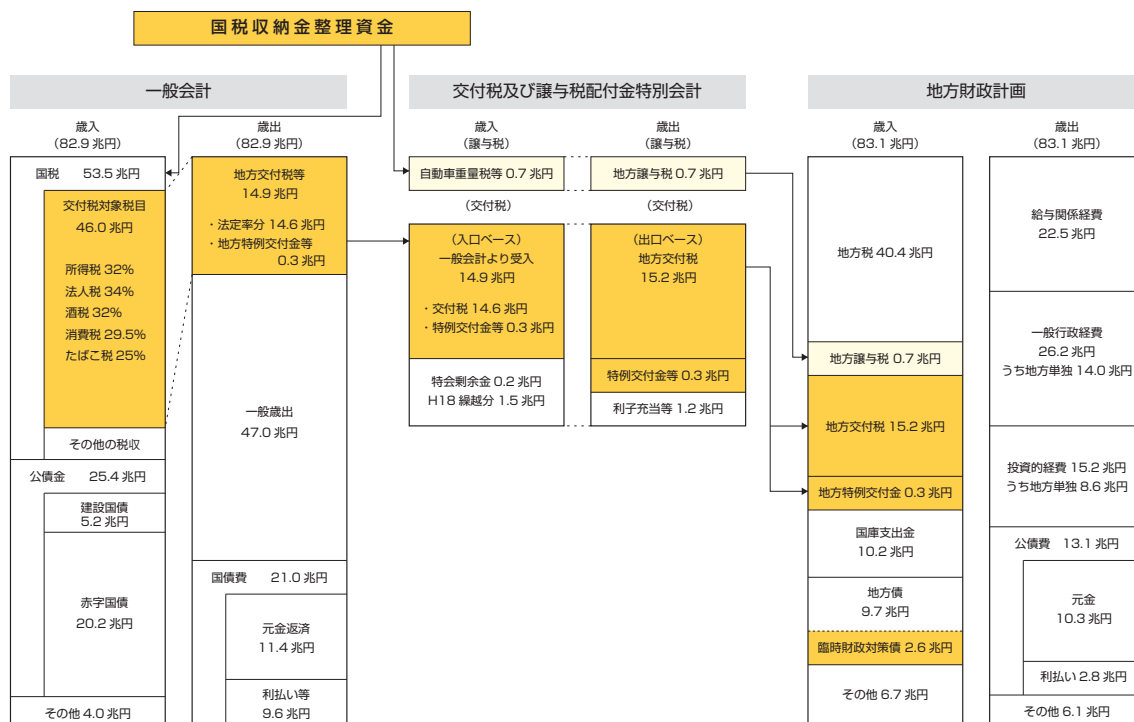
【出典：総務省「平成 22 年度地方財政計画」】

前年度と比べると、「子ども手当」の創設によって一般行政経費の歳出が 1.3 兆円増加したほか、景気対策として 1.0 兆円の「地域活性化・雇用等臨時特例費」が設けられた一方で、投資的経費が 2.2 兆円減少している。

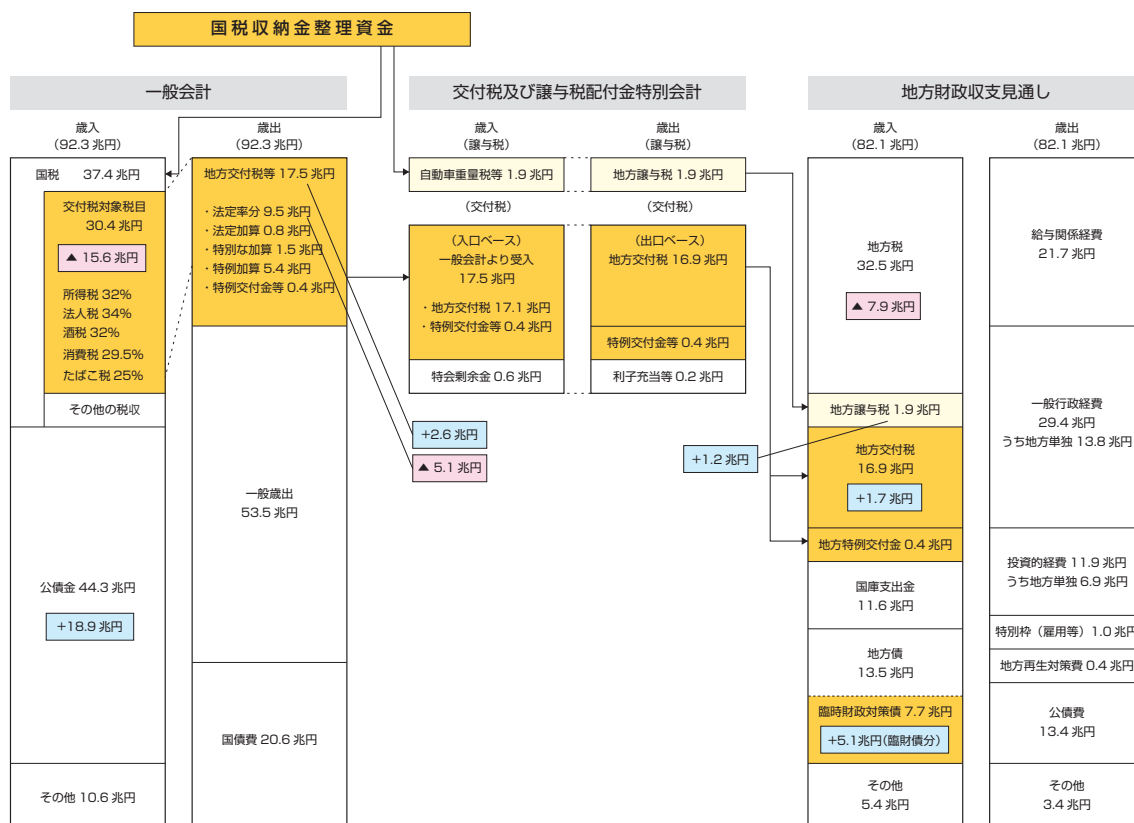
平成 22 年度の国および地方の財政の全体像を、経済危機前の平成 19 年度と比較すると、次の図 8 のような姿になる。

図 8 平成 19 年度と 22 年度の一般会計予算及び地方財政計画等の比較

【平成 19 年度（当初予算）】



【平成 22 年度（当初予算）】



【出典：財務省「平成 22 年度一般会計歳入歳出概算」、総務省「平成 22 年度総務省予算のポイント（政府案）」「各年度地方財政対策の概要」等より作成】

第Ⅱ章 平成19年度決算における国および地方の財政の姿

第Ⅰ章で述べたとおり、平成22年度の国の一般会計予算の総額は過去最大の92.3兆円となり、税収の落ち込みを補うために歳入の過半を公債金と税外収入で賄う、きわめて異例な予算となった。

本提言は、公知のデータにもとづいて道州制導入後の「中部州」の財政面での姿を描くことを目的としているため、「百年に一度」とも形容される経済危機の影響を強く受けた平成22年度予算にもとづく試算を行うと当を失する可能性が高い。

そこで本章では、**経済危機の影響を受けていない平成19年度決算のデータにもとづき、現行制度における国および地方自治体（都道府県・市町村）の財政の姿を概観することとする。**

なお、国および地方の歳入・歳出に関するデータのうちまとまって整備・公開されているのが「平成19年度決算」の値であり、**収集・検証が容易であることも、平成19年度決算のデータを用いた理由である。**

表1 税財源移譲シミュレーションに要するデータの公開状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国・一般会計（予算）	○	○	○	○	○
国・一般会計（決算）	○	○	○		
地方・普通会計（予算） 【地方財政計画】	○	○	○	○	△ (国庫補助負担金 など未確定)
地方・普通会計（決算）	○	○			
国税徴収状況	○	○	△ (法人税を除く)		

※平成22年3月時点。地方分は、地方全体を一元的に補捉可能なデータを対象とする。

第1節 国の歳入・歳出

(1) 歳入

国の一般会計歳入の総額は84.6兆円であり、その内訳は「租税及印紙収入」が51.0兆円(60.3%)、「公債金」が25.4兆円(30.0%)、「その他収入」が5.2兆円(6.1%)などとなっている。

図 9 平成 19 年度一般会計歳入決算の概要

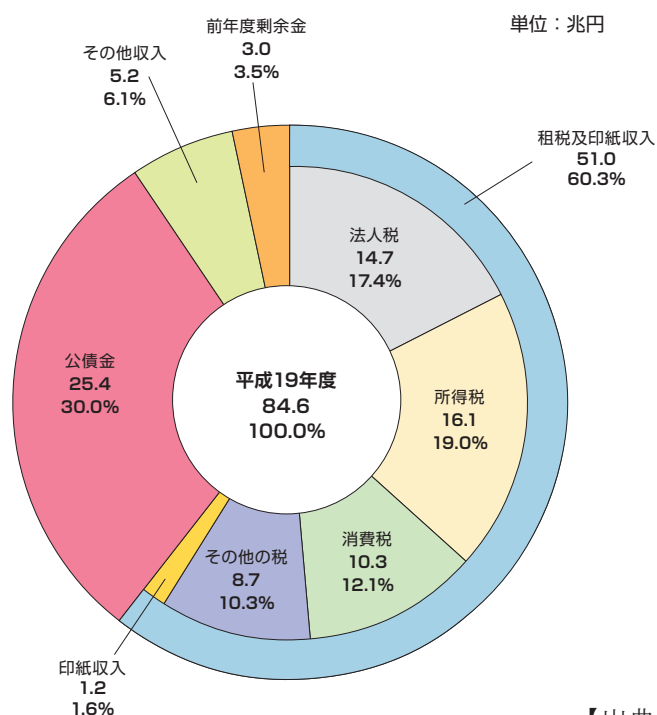
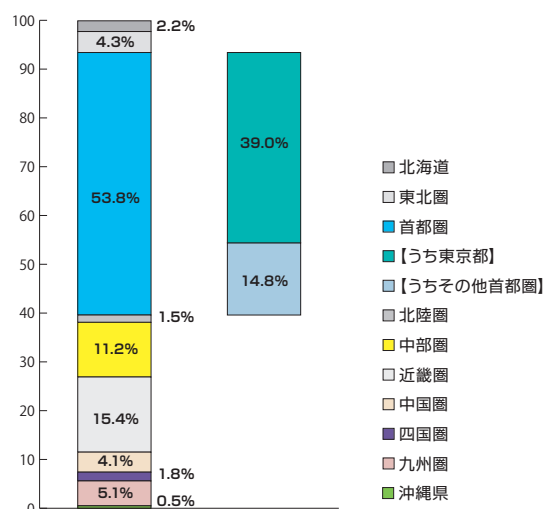


図 10 平成 19 年度国税徴収地域別シェア



【出典：財務省「平成 19 年度決算の概要」、
国税庁「平成 19 年度国税統計年報」より作成】

歳入の 30%以上を公債金＝国債に依存する状況は、平成 10 年度に国債発行額が 40 兆円を超えて以来 10 年度にわたり続いている。その結果として、平成 19 年度時点で国債の残高は 540 兆円と、先進国では異例の GDP を上回る水準となっている。

また「租税及印紙収入」の内訳は、所得税が 16.1 兆円（31%）、法人税が 14.7 兆円（29%）、消費税が 10.3 兆円（20%）であり、この 3 税で税収の 8 割を占めている。

国税の徴収状況を地域ブロック（国土形成計画広域地方計画の区域）別のシェアと比較すると、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の 1 都 7 県から成る「首都圏」が 54%（うち東京都が 39%）を占め、次いで「近畿圏」が 15%、長野・岐阜・静岡・愛知・三重の 5 県から成る「中部圏」が 11%となっている。

個人も法人も納税額が大都市に集中しやすい現在の税制度の下では、国税の実に 80%が、3 大都市圏を含む地域ブロックで徴収されている。

表 2 都道府県別・地域ブロック別の国税徴収状況

(国税局・都道府県別)

		合計額 (百万円)			
		徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額
札幌	北海道	1,248,197	1,199,955	1,442	46,799
	局引受分	22,947	4,114	2,715	16,118
	計	1,271,144	1,204,069	4,157	62,917
仙台	青森	232,395	221,702	339	10,353
	岩手	207,897	200,271	294	7,332
	宮城	713,143	691,344	716	21,084
	秋田	180,110	172,636	282	7,192
	山形	190,706	185,252	198	5,256
	福島	379,833	367,778	720	11,334
	局引受分	27,631	3,714	3,909	20,008
	計	1,931,716	1,842,698	6,458	82,561
関東信越	茨城	757,470	723,541	1,625	32,304
	栃木	453,386	433,861	1,070	18,455
	群馬	525,215	507,127	1,230	16,858
	埼玉	1,451,932	1,375,820	4,193	71,919
	新潟	552,597	536,058	524	16,016
	長野	463,389	446,519	724	16,146
	局引受分	108,554	12,103	18,518	77,932
	計	4,312,544	4,035,030	27,885	249,629
東京	千葉	1,653,470	1,549,038	2,042	102,390
	東京	21,890,045	21,535,268	8,439	346,338
	神奈川	3,237,541	3,069,650	3,786	164,105
	山梨	205,152	194,612	437	10,103
	局引受分	748,173	95,896	81,090	571,187
	計	27,734,381	26,444,463	95,795	1,194,123
金沢	富山	326,374	316,746	271	9,357
	石川	313,707	306,849	302	6,556
	福井	191,679	187,420	157	4,103
	局引受分	36,238	1,821	503	33,914
	計	867,998	812,837	1,232	53,929
名古屋	岐阜	474,798	462,319	477	12,002
	静岡	1,058,718	1,028,609	1,046	29,063
	愛知	3,784,514	3,709,946	2,368	72,200
	三重	628,794	599,963	567	28,265
	局引受分	63,178	8,525	4,982	49,671
	計	6,010,002	5,809,361	9,441	191,200
大阪	滋賀	292,988	287,413	190	5,386
	京都	952,832	932,513	625	19,695
	大阪	5,449,452	5,346,200	4,236	99,017
	兵庫	1,547,394	1,516,118	1,252	30,024
	奈良	216,697	209,975	379	6,344
	和歌山	298,509	286,004	219	12,286
	局引受分	133,734	16,680	9,895	107,159
	計	8,891,607	8,594,902	16,796	279,909
広島	鳥取	86,716	84,035	135	2,546
	島根	105,290	103,357	66	1,868
	岡山	694,232	666,629	406	27,196
	広島	855,411	841,588	521	13,301
	山口	593,315	569,356	279	23,680
	局引受分	23,201	3,016	3,004	17,180
	計	2,358,164	2,267,981	4,411	85,772
高松	徳島	145,899	143,495	124	2,280
	香川	370,565	358,703	201	11,661
	愛媛	405,381	391,539	248	13,594
	高知	115,442	112,780	118	2,544
	局引受分	14,507	1,784	923	11,800
	計	1,051,793	1,008,301	1,614	41,878
福岡	福岡	1,449,936	1,417,234	1,680	31,022
	佐賀	132,434	128,154	146	4,134
	長崎	207,446	198,993	381	8,073
	局引受分	28,971	4,326	1,999	22,645
	計	1,818,787	1,748,707	4,207	65,873
熊本	熊本	294,677	285,756	318	8,603
	大分	326,587	314,846	209	11,532
	宮崎	197,540	191,170	233	6,137
	鹿児島	305,865	298,625	339	6,900
	局引受分	13,141	1,732	1,751	9,658
	計	1,137,809	1,092,128	2,851	42,830
沖縄	沖縄	273,372	259,163	457	13,752
	局引受分	10,074	1,297	935	7,842
	計	283,446	260,460	1,393	21,594
全国計		57,669,392	55,120,938	176,238	2,372,215

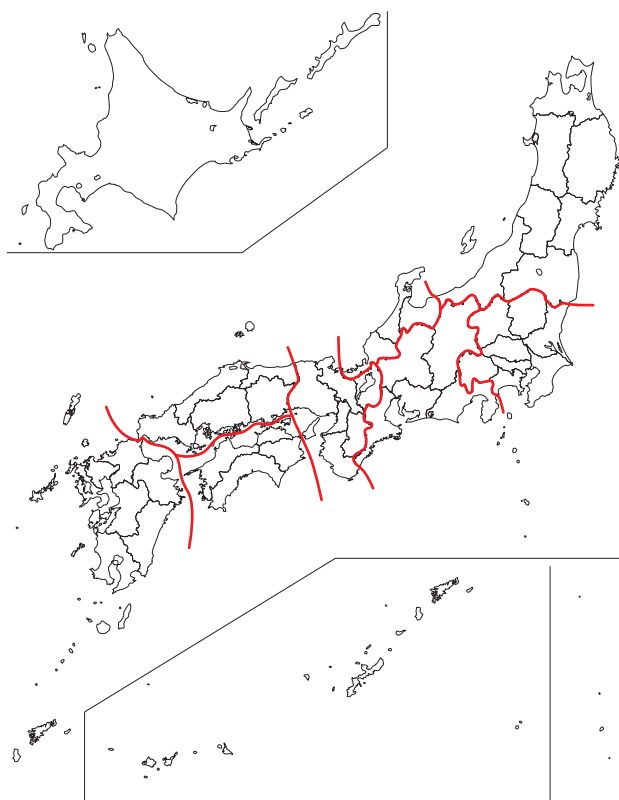
(地域ブロック別)

	合計額 (百万円)		対全国シェア (%)	
	決定済額	収納済額	決定済額	収納済額
北海道 (札幌国税局)	1,271,144	1,204,069	2.2	2.2
東北圏 (仙台国税局 +新潟県)	2,484,313	2,378,756	4.3	4.3
首都圏 (関東信越 +東京国税局 -新潟県 -長野県)	31,030,940	29,496,917	53.8	53.5
北陸圏 (金沢国税局)	867,998	812,837	1.5	1.5
中部圏 (名古屋国税局 +長野県)	6,473,391	6,255,880	11.2	11.3
近畿圏 (大阪国税局)	8,891,607	8,594,902	15.4	15.6
中国圏 (広島国税局)	2,358,164	2,267,981	4.1	4.1
四国圏 (高松国税局)	1,051,793	1,008,301	1.8	1.8
九州圏 (福岡+ 熊本国税局)	2,956,596	2,840,835	5.1	5.2
沖縄県 (沖縄国税局)	283,446	260,460	0.5	0.5
全国計	57,669,392	55,120,938	100.0	100.0

※局引き受け分は、局所在地を含む圏域に参入

【出典：国税庁「平成 19 年度国税統計年報」より作成】

図 11 国土形成計画広域地方計画の区域



東北圏：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県、新潟県

首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

北陸圏：富山県、石川県、福井県

中部圏：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県

近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県

中国圏：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県

四国圏：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州圏：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県

注：北海道および沖縄県は広域地方計画区域の対象外

【出典：国土審議会圏域部会「広域地方計画区域のあり方について」】

(2) 歳出

国の一般会計歳出の総額は 81.8 兆円であり、その内訳は「一般歳出」が 47.6 兆円 (58.2%)、「国債費」が 19.3 兆円 (23.8%)、「地方交付税交付金等」が 14.9 兆円 (18.2%) となっている。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が 21.1 兆円 (一般歳出比 44.3%) と突出しており、以下公共事業関係費、文教及び科学振興費、防衛関係費などが大きなウェイトを占めている。

図 12 平成 19 年度一般会計歳出決算の概要

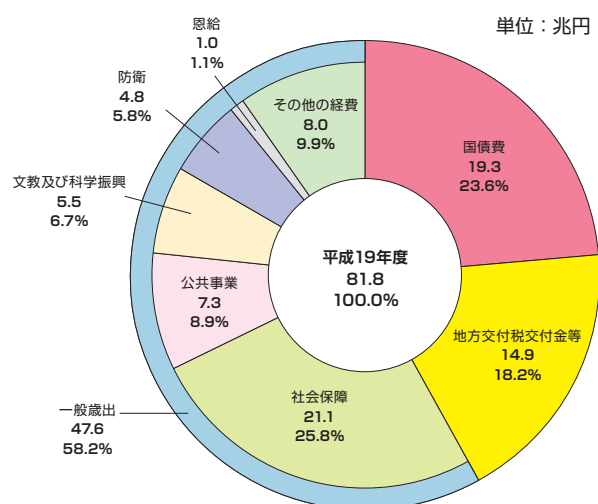


表 3 平成 19 年度一般会計における租税及
印紙収入、および地方交付税算定額

	租税及印紙収入	地方交付税算定額	交付税率（参考）
所得税	16,080,043	5,151,360	32.0%
法人税	14,744,398	5,427,420	34.0%
消費税	10,271,861	3,118,740	29.5%
酒税	1,524,183	478,400	32.0%
たばこ税	925,346	231,500	25.0%
その他の税	6,270,571	—	—
印紙収入	1,201,845	—	—
（小計）	51,018,247	(14,407,420)	(28.2%)
精算等		212,215	
地方交付税交付金		14,619,635	
地方特例交付金		311,983	
計	51,018,247	14,931,618	29.3%

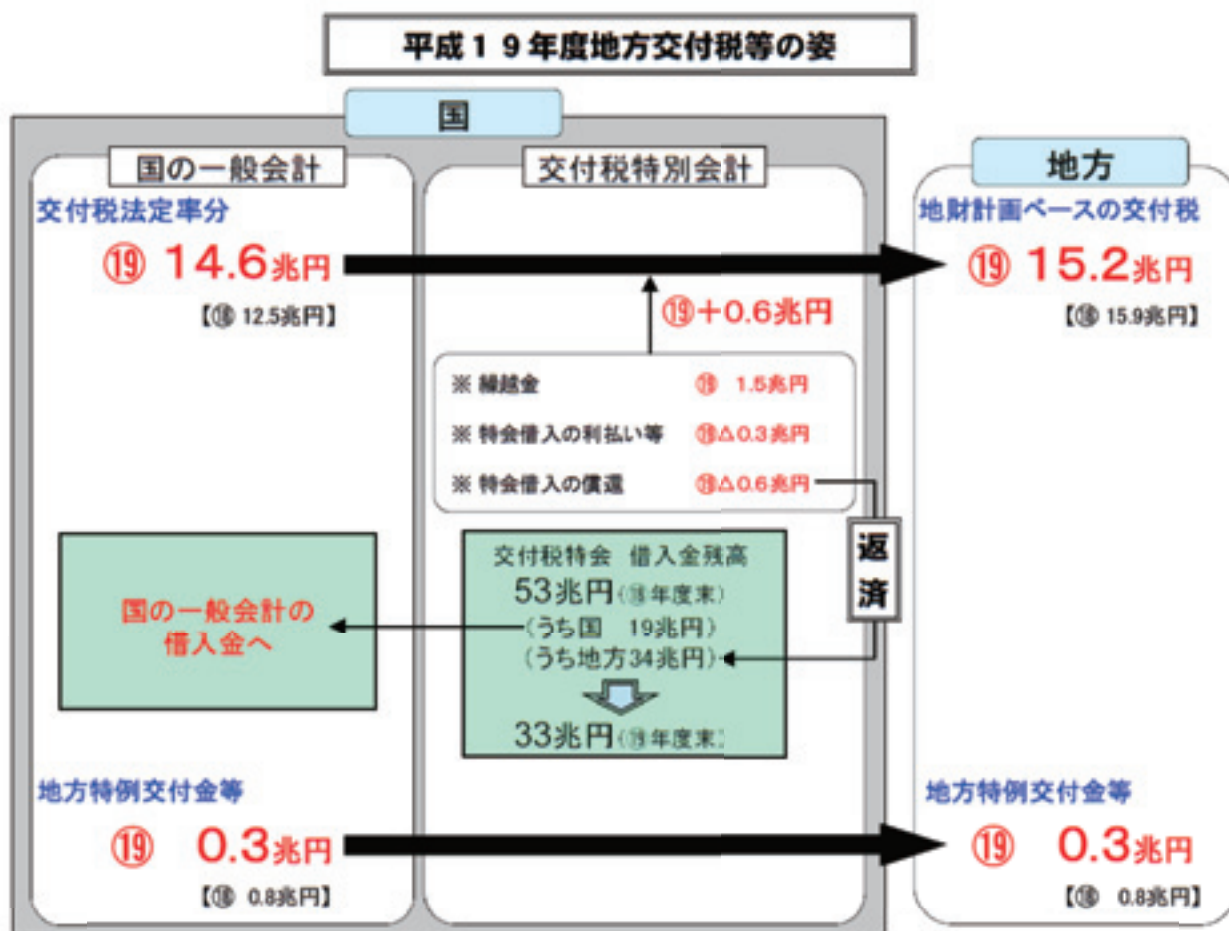
【出典：財務省「平成 19 年度決算の概要」、総務省「平成 21 年度地方財政白書（平成 19 年度決算）」より作成】

また「地方交付税交付金等」として、一般会計歳出の 18%にあたる 14.9 兆円が支出されている。地方交付税交付金とは、第 I 章で述べたとおり、法人税・所得税・消費税・酒税・たばこ税の 5 税の一定割合を、使途を定めずに国から地方自治体に配分するものである。

国の一般会計歳出における地方交付税は、上述した 5 税の税収見込額に税率を乗じて算定される。租税及印紙収入の総額が 51.0 兆円であるのに対して、国が地方交付税交付金等として支出する金額は 14.9 兆円であるから、国税収入の概ね 3 割が地方交付税として地方自治体の財源に充てられている計算になる。

なお、国が支出した地方交付税交付金は、いったん「交付税及び譲与税配布特別会計」、いわゆる「交付税特会」に繰り入れられ、借入金や前年度剰余金などと通算される。その結果、国の一般会計歳出における地方交付税交付金等と、個々の地方自治体の財政事情に応じて配分される地方交付税等の合計額は一致しない。

図 13 平成 19 年度地方交付税等の姿



※交付税特会借入金残高の⑳年度末の数値53兆円は、⑳補正前の見込額である。

【出典：総務省「平成 19 年度地方財政計画の概要」】

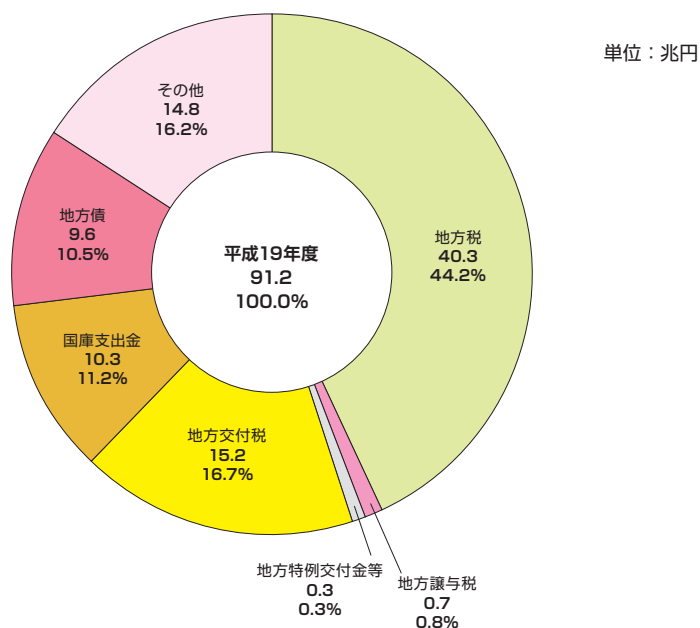
第2節 地方自治体の歳入・歳出

(1) 歳入

都道府県と市町村をあわせた**地方自治体全体の歳入（普通会計歳入純計）は91.2兆円**であり、その内訳は「**地方税**」が**40.3兆円（44.2%）**、「**地方交付税**」が**15.2兆円（16.7%）**、「**国庫支出金**」が**10.3兆円（11.2%）**、「**地方債**」が**9.6兆円（10.5%）**、以下「**地方譲与税**」が**0.7兆円**、「**地方特例交付金等**」が**0.3兆円**などとなっている。

地方自治体の**歳入に占める地方税の割合は4割強に止まる一方で、地方交付税や国庫支出金（補助金）といった国からの財政移転が3割を占めている**。徴税および配分の実態に即して言えば、地方自治体は全体として、自主財源に乏しく国からの財政移転に依存していると言えよう。

図 14 平成19年度 普通会計歳入決算の概要



【出典：総務省「平成21年度地方財政白書（平成19年度決算）」より作成】

特に、国庫支出金（補助金）があらかじめ用途・目的を定められるのに対し、特段の制約がない**地方交付税等は、地方自治体にとって欠くことができない財源となっている**。

地方自治体からは、地方交付税について「自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域にも一定の行政サービスの提供を保障するため、地方の固有財源として、国が地

方に代わって徴収するもの」（全国知事会「地方交付税の復元・増額に関する提言」平成 21 年 11 月）という見解が示されている。また国（総務省）も「地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である」と位置付けている。

わが国の地方交付税は、様々な条件を勘案して精緻に算定され、自治体の税収格差を縮小するうえで大きな役割を果たしてきた。他方で、自治体のおよそ 9 割が地方交付税の交付を受けていることや、国が定める配分基準によって自治体の財政が左右されることから、地方交付税制度のあり方には疑問や批判の声もある。

表 4 平成 19 年度普通交付税交付・不交付団体数の状況

区 分	交 付		不 交 付		計	
都 道 府 県	45	95.7	2	4.3	47	100.0
市 町 村	1,618	89.7	186	10.3	1,804	100.0
政令指定都市	13	76.5	4 (1)	23.5	17 (1)	100.0
中 核 市	28	80.0	7	20.0	35	100.0
特 例 市	29	65.9	15	34.1	44	100.0
都 市	592	86.3	94	13.7	686	100.0
町 村	956	93.5	66	6.5	1,022	100.0
合 計	1,663	89.8	188	10.2	1,851	100.0

(注) 1 平成 19 年度の都道府県の不交付団体は、東京都及び愛知県である。

2 特別区は、地方交付税法第 21 条（都等の特例）の規定のため、政令指定都市の下段に（ ）外書きとしている。

【出典：総務省「平成 21 年度地方財政白書（平成 19 年度決算）」より作成】

(2) 歳出

地方自治体全体の歳出（普通会計歳出の純計額）は 89.1 兆円であり、その内訳を目的別に見ると、社会福祉や生活保護等に充てられる「民生費」が 17.0 兆円（19.0%）、教職員の人件費等に充てられる「教育費」が 16.4 兆円（18.4%）、「土木費」が 13.4 兆円（15.0%）、「総務費」が 8.9 兆円（10.0%）となっている。

また歳出を性質別に見ると、「**人件費**」が **25.3 兆円（28.3%）**、生活保護費等の「**扶助費**」が **8.2 兆円（9.2%）**、地方債の償還等に充てられる「**公債費**」が **13.0 兆円（14.6%）**

である。地方自治体が裁量を発揮する余地に乏しいため「義務的経費」と言われるこの3項目の合計で歳出の過半を占めている。

また過去5年間の推移を見ると、「普通建設事業費」は大幅に減少している一方で「扶助費」が増加傾向にある。厳しい財政事情の中で地方自治体が新たな施設への投資を削り、社会保障の費用増加に対応している様子が伺われる。

図 15 平成 19 年度 普通会計歳出（目的別）決算の概要

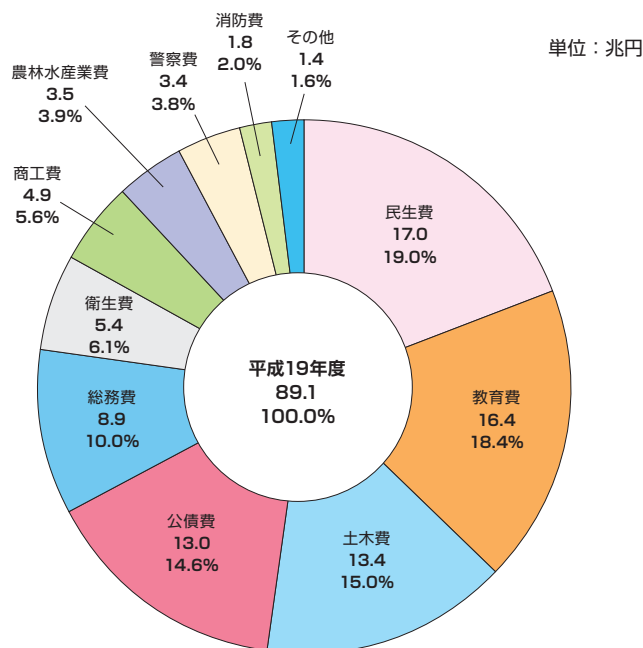
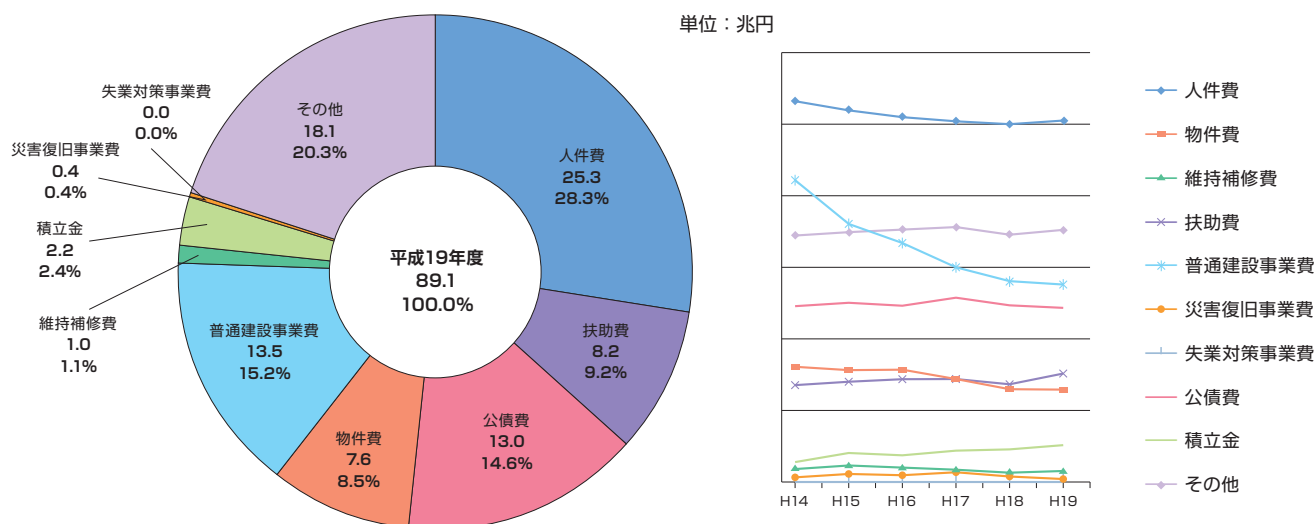


図 16 平成 19 年度 普通会計歳出（性質別）決算の概要



【出典：総務省「平成 21 年度地方財政白書（平成 19 年度決算）」より作成】

第3節 中部（5県・県下市町村）の歳入・歳出

(1) 平成19年度決算における歳入の状況

中部5県および県下市町村の歳入総額（単純合計ベース※）は12.3兆円であり、日本全体での歳入額99.3兆円に対するシェアは、12%程度となっている。

（※都道府県と市町村の歳入を単純合計したものが99.3兆円、そこから都道府県と市町村の重複〔例：都道府県から市町村への補助金〕を除く、純計ベースでの地方自治体の歳入合計は89.1兆円。この節では統計データの制約から、単純合計ベースで論を進める。）

地方自治体の歳入を、広域地方計画の区域に即して地域ブロック別に集計すると、3大都市圏を有する首都圏・近畿圏・中部圏で歳入総額の6割近くを占めていること、地方税の構成比と地方交付税・国庫支出金の構成比がトレードオフの関係にあること、といった特徴が見て取れる。

表5 地域ブロック別歳入決算額・費目別全国シェア

■地域ブロック別歳入決算額											(単位：兆円)	
区 分	北海道	東北圏	首都圏	北陸圏	中部圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	沖縄県	全国	
歳入総額	5.5	10.8	29.7	3.0	12.3	15.5	6.7	3.7	11.2	1.2	99.3	
地方税	1.4	2.9	16.3	0.9	5.9	6.4	2.1	1.0	3.1	0.2	40.3	
地方譲与税	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.7	
地方特例交付金等	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
地方交付税	1.5	2.8	1.5	0.6	1.2	1.9	1.5	1.0	2.8	0.3	15.2	
国庫支出金	0.7	1.1	2.5	0.3	1.1	1.6	0.8	0.4	1.5	0.3	10.2	
地 方 債	0.6	1.3	1.9	0.5	1.2	1.6	0.8	0.4	1.3	0.1	9.6	
その他	1.3	2.4	7.2	0.6	2.7	3.9	1.5	0.8	2.4	0.2	23.0	
■費目別構成比												(単位：%)
区 分	北海道	東北圏	首都圏	北陸圏	中部圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	沖縄県	全国	
歳入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
地方税	24.9	27.0	54.8	31.5	48.4	41.2	31.8	27.1	28.0	20.7	40.5	
地方譲与税	1.0	0.9	0.6	0.8	0.8	0.6	0.8	0.8	0.8	0.5	0.7	
地方特例交付金等	0.1	0.2	0.5	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	
地方交付税	27.2	26.4	5.0	20.6	10.1	12.3	22.2	27.8	25.2	27.3	15.3	
国庫支出金	11.9	10.6	8.5	10.6	8.8	10.6	11.3	10.4	13.1	22.3	10.3	
地 方 債	10.8	12.4	6.4	15.7	9.9	10.0	11.6	11.3	11.4	8.6	9.7	
その他	24.0	22.5	24.3	20.7	21.6	25.0	21.9	22.3	21.2	20.4	23.1	
■費目別全国シェア												(単位：%)
区 分	北海道	東北圏	首都圏	北陸圏	中部圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	沖縄県	全国	
歳入総額	5.5	10.9	29.9	3.0	12.4	15.6	6.7	3.7	11.2	1.2	100.0	
地方税	3.4	7.2	40.4	2.3	14.7	15.8	5.3	2.5	7.8	0.6	100.0	
地方譲与税	7.9	13.9	23.1	3.2	13.6	12.5	7.8	4.2	13.0	0.8	100.0	
地方特例交付金等	2.5	6.3	43.7	1.9	15.8	14.5	4.9	2.3	7.3	0.7	100.0	
地方交付税	9.8	18.7	9.7	4.0	8.1	12.6	9.7	6.7	18.5	2.1	100.0	
国庫支出金	6.4	11.2	24.8	3.1	10.5	16.1	7.4	3.8	14.2	2.6	100.0	
地 方 債	6.1	13.9	19.7	4.8	12.7	16.1	8.1	4.3	13.2	1.1	100.0	
その他	5.7	10.6	31.3	2.7	11.6	16.9	6.4	3.6	10.3	1.1	100.0	

【出典：総務省「平成21年版地方財政統計年報」より作成】

中部5県および県下市町村の地方税による歳入は、日本全体の地方税の14.7%を占めている。人口・県民所得・県内総生産といった指標を見ると、中部は全国の14～15%程度を占める地域であり、概ね経済力に見合った地方税収を得ていると言える。（ただし、地方税である法人住民税・法人事業税の一部を国税に改めた「地方法人特別税」が平成20年度から導入されている点に注意が必要。）

表 6 地域ブロック別人口・経済規模

■ 実数		(単位：百万円、人)		
地域ブロック	県内総生産（名目） 付加価値額	県民所得	総人口	
北海道	18,911,157	13,792,369	5,600,781	
東北圏	42,511,486	30,874,427	11,991,453	
首都圏	194,233,152	151,753,081	42,521,820	
北陸圏	12,411,117	8,941,599	3,100,674	
中部圏	77,019,534	56,622,878	17,272,367	
近畿圏	81,984,901	62,354,500	20,880,381	
中国圏	30,064,199	21,903,723	7,653,215	
四国圏	13,725,723	10,256,115	4,063,890	
九州圏	44,275,191	32,746,907	13,316,551	
沖縄県	3,687,620	2,858,381	1,368,378	

■ 全国シェア		(単位：%)		
地域ブロック	県内総生産（名目） 付加価値額	県民所得	総人口	
北海道	3.6	3.5	4.4	
東北圏	8.2	7.9	9.4	
首都圏	37.4	38.7	33.3	
北陸圏	2.4	2.3	2.4	
中部圏	14.8	14.4	13.5	
近畿圏	15.8	15.9	16.3	
中国圏	5.8	5.6	6.0	
四国圏	2.6	2.6	3.2	
九州圏	8.5	8.4	10.4	
沖縄県	0.7	0.7	1.1	

【出典：内閣府「平成18年度県民経済計算」より作成】

他方で歳入総額のうち、国から財源の移譲を受けている部分（総額から地方税・地方債・その他収入を除いた部分）は2.5兆円であり、日本全体に占めるシェアは9%となっている。

(2) 平成19年度決算における歳出の状況

中部5県および県下市町村の歳出総額（単純合計ベース）は12.0兆円であり、日本全体での歳出額97.3兆円に対するシェアは、12%程度となっている。

人口等の規模を反映して、地域ブロックごとの歳出額には大きな開きがあるが、各

地域ブロックにおける費目構成比には大きな差はない。人件費、普通建設事業費、補助費、公債金で7割程度を占める構造になっている。

表 7 地域ブロック別歳出決算額・費目別全国シェア

■地域ブロック別歳出決算額											(単位：兆円)
区 分	北海道	東北圏	首都圏	北陸圏	中部圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	沖縄県	全国
歳出総額	5.5	10.6	28.8	2.9	12.0	15.3	6.6	3.6	10.9	1.2	97.3
人件費	1.2	2.7	7.9	0.7	3.2	4.1	1.7	1.0	2.8	0.3	25.6
物件費	0.4	0.8	2.5	0.2	1.0	1.1	0.5	0.3	0.8	0.1	7.6
維持補修費	0.1	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.0
扶助費	0.5	0.6	2.5	0.2	0.8	1.6	0.5	0.3	1.1	0.1	8.2
補助費等	0.7	1.4	5.3	0.4	1.7	2.1	0.8	0.4	1.4	0.1	14.5
普通建設事業費	0.9	1.7	3.5	0.6	2.0	1.8	1.0	0.5	1.9	0.3	14.1
災害復旧事業費	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.4
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	0.9	1.6	3.1	0.5	1.6	2.0	1.0	0.6	1.6	0.1	13.1
積立金	0.1	0.2	1.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	2.2
投資及び出資金	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
貸付金	0.5	0.8	1.1	0.2	0.6	1.4	0.4	0.2	0.4	0.0	5.6
繰出金	0.2	0.5	1.4	0.1	0.6	0.8	0.3	0.2	0.5	0.1	4.6
前年度繰上充用金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■費目別構成比											(単位：%)
区 分	北海道	東北圏	首都圏	北陸圏	中部圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	沖縄県	全国
歳出総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人件費	22.4	25.8	27.3	24.3	27.0	26.9	25.3	26.8	25.7	27.5	26.3
物件費	6.8	7.7	8.8	7.6	8.5	7.1	7.1	7.2	7.0	7.8	7.8
維持補修費	1.5	1.3	1.0	0.9	1.2	0.9	1.0	1.0	0.7	0.5	1.0
扶助費	8.7	6.1	8.6	5.6	6.8	10.5	8.1	7.8	9.8	10.1	8.4
補助費等	13.5	13.3	18.3	12.7	14.3	14.0	12.8	11.9	13.2	11.0	14.9
普通建設事業費	15.8	15.6	12.2	19.0	16.5	11.7	15.8	14.6	17.5	23.6	14.5
災害復旧事業費	0.3	1.0	0.1	1.2	0.3	0.1	0.7	0.4	0.8	0.2	0.4
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	15.6	15.0	10.9	15.6	13.7	13.1	15.8	17.0	14.8	11.1	13.4
積立金	1.1	1.5	3.9	1.4	2.0	1.1	1.3	2.1	1.6	2.4	2.2
投資及び出資金	0.2	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.2	0.0	0.4
貸付金	9.3	7.6	3.8	7.3	4.7	8.9	6.3	5.7	4.1	1.5	5.8
繰出金	4.1	4.6	4.7	4.1	4.6	5.2	5.2	5.1	4.5	4.4	4.7
前年度繰上充用金	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■費目別全国シェア											(単位：%)
区 分	北海道	東北圏	首都圏	北陸圏	中部圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	沖縄県	全国
歳出総額	5.6	10.9	29.6	3.0	12.3	15.8	6.7	3.7	11.2	1.2	100.0
人件費	4.8	10.7	30.7	2.7	12.6	16.1	6.5	3.7	10.9	1.3	100.0
物件費	4.8	10.6	33.4	2.9	13.3	14.2	6.1	3.4	10.0	1.2	100.0
維持補修費	8.0	14.2	28.2	2.6	14.5	13.4	6.8	3.5	8.3	0.6	100.0
扶助費	5.8	7.9	30.1	2.0	9.9	19.8	6.5	3.4	13.1	1.4	100.0
補助費等	5.1	9.7	36.4	2.5	11.8	14.8	5.8	2.9	9.9	0.9	100.0
普通建設事業費	6.1	11.7	25.0	3.9	14.0	12.7	7.3	3.7	13.5	2.0	100.0
災害復旧事業費	4.6	27.3	6.2	9.0	9.9	3.5	12.4	3.9	22.6	0.7	100.0
失業対策事業費	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.1	0.0	100.0
公債費	6.5	12.1	24.0	3.5	12.5	15.4	7.9	4.6	12.4	1.0	100.0
積立金	2.7	7.6	52.1	1.9	10.9	8.2	4.0	3.5	8.0	1.3	100.0
投資及び出資金	3.5	10.3	33.5	2.2	13.3	17.5	8.4	4.2	7.1	0.1	100.0
貸付金	9.0	14.4	19.4	3.8	10.0	24.3	7.3	3.6	7.9	0.3	100.0
繰出金	4.9	10.6	29.3	2.6	12.0	17.4	7.4	4.0	10.7	1.1	100.0
前年度繰上充用金	76.5	6.7	0.0	0.0	0.0	14.4	0.0	1.1	1.3	0.0	100.0

【出典：総務省「平成 21 年版地方財政統計年報」より作成】

第Ⅲ章 国と地方の役割分担に応じた「中部州」の財政の姿

前章では、平成 19 年度決算のデータにもとづき、国と地方（日本全体、および地域ブロック別）の歳入・歳出の現状を概観した。

具体的には、地方の歳入の 3 割が地方交付税や国庫支出金（補助金）といった国からの財政移転で賄われていることや、地域ブロック別に地方税収入に偏りがあることを示した。

また、本会が提唱する「中部州」＝長野・岐阜・静岡・愛知・三重の 5 県から成る地域の、県内総生産・人口などの経済力指標における全国シェアが概ね 14%であることを示した。その上で、地方税収入は経済力に見合う全国シェアを有しているのに対し、国からの財政移転の全国シェアは約 9%と少ないことも、併せて示した。

これらを踏まえ本章では、中部州の財政的な姿を示すべく、次の 4 つのステップを踏んでシミュレーションを実施した。

- ① 本会の過去の提言等における「国と地方の役割分担」を踏まえ、道州制への移行に伴って国から地方へ移譲する事務・事業を特定。
- ② 国から地方へ移譲する事務・事業の処理に必要な費用を試算し、国および地方の歳出を組み換え。
- ③ 事務・事業の地方への移譲による効率化などを勘案し、国から地方への財政移転の所要額を試算。
- ④ 中部州の実力（経済力などのシェア）に応じて、国から移譲される事務・事業の規模（歳出の増加）と財政移転の規模（歳入の増加）を配分することにより、中部州の財政的な姿を描く。

第 1 節 中経連が主張する「道州制下の国と地方の役割分担」のあり方

本会は、過去数次の提言において、道州制導入後の国と地方の役割分担のあり方について提案してきた。直近では平成 20 年 2 月の提言「道州制の実現に向けて－新しい国と地方の役割分担ならびに税体系の再構築に関する考察－」において、国・州・基礎自治体の役割を提示し、平成 21 年 3 月の提言「中部州の姿－住みやすい地域・働きやすい地域 No. 1 を目指して－」においてもこの考え方を踏襲している。

図 17 国・州・基礎自治体の役割分担

国の役割

- ①皇室 ②外交・通商 ③防衛 ④司法 ⑤国の財政・通貨・金融調整
- ⑥税関・入国管理・検疫 ⑦年金・健康保険
- ⑧食料需給・資源エネルギー政策 ⑨先端的科学技術などの研究開発
- ⑩国際協力・文化交流 ⑪特許・著作権
- ⑫国としての計画策定および統計の整備
- ⑬国としての法律の制定および規格・基準・標準・資格の制定

州の役割

- ①基礎自治体間の調整 ②州の財政 ③徴税 ④空港・港湾
- ⑤州道（現在の国道） ⑥治山・治水 ⑦防災 ⑧商工業振興
- ⑨農林水産等の一次産業振興 ⑩観光政策 ⑪交通・運輸政策
- ⑫通信・放送 ⑬環境規制・対策 ⑭産業廃棄物対策 ⑮雇用対策
- ⑯警察 ⑰医療体制整備・病院運営（現在の国立病院）
- ⑱教育（小・中・高・大） ⑲科学・文化振興 ⑳州としての条例制定

基礎自治体の役割

- ①基礎自治体の財政 ②漁港 ③道路 ④河川 ⑤都市計画
- ⑥公営住宅 ⑦公営バス・公営鉄道の運営 ⑧環境調査
- ⑨一般廃棄物対策 ⑩中小企業政策 ⑪観光資源の整備・維持・管理
- ⑫交通安全対策 ⑬職業紹介 ⑭消防 ⑮地域医療・健康相談
- ⑯衛生 ⑰児童・母子・障害者・高齢者福祉 ⑱介護保険制度運営
- ⑲生活保護 ⑳スポーツ振興 ㉑基礎自治体としての条例の制定

【出典：(社)中部経済連合会「中部州の姿－住みやすい地域・働きやすい地域 No.1 を目指して－」
(平成 21 年 3 月)】

こうした役割分担にもとづき、次節では国から地方へ移譲する事務・事業、およびその実施に要する費用を特定する。

表 8 国・道州・基礎自治体の役割分担（詳細）

分野	小分類	国の事務	州の事務	基礎自治体の事務
共通ルール	規格・基準	建築基準、環境基準・食品等の衛生基準、工業規格、農林規格、薬局方などの制定	教育基準の制定、国・州が制定する規格・基準の運用管理（上乗せ条例等）	国・州・基礎自治体が制定する規格・基準の運用管理（上乗せ条例等）
	資格	医療系（医師・看護師・薬剤師など）、士業系（建築士・弁護士・行政書士・公認会計士など）	工業系（危険物取扱者・毒物劇物取扱者など）、福祉系（社会福祉士・栄養士など）、自動車運転	理容、美容、クリーニング
	調整		基礎自治体間の調整	
外交	-	すべて		
防衛	-	すべて		
司法	-	すべて		
通貨	-	すべて		
金融・外為	-	すべて		
税関	-	すべて（海外旅行手続、輸出入手続、麻薬等の水際取締、関税徴収）		
出入国管理	-	すべて		
財務	予算・決算	国家予算・決算の総括	州予算・決算の総括	基礎自治体の予算・決算の総括
	税務	（税の州間精算）	徴税業務（関税を除く）	
		国税の企画	州税の企画	基礎自治体の税の企画
	国債・地方債	国債の管理	地方債（道州債）の管理	地方債（基礎自治体債）の管理
特許	-	すべて		
統計	-	国家統計		
行政	管理	国家公務員制度・行政制度	公益法人・公益信託の監督	
	評価	国の行政	州の行政	基礎自治体の行政
	行政	住民基本台帳制度の企画		
社会資本整備	計画・整備・保全・管理		第1種・第2種・第3種空港、その他飛行場	
			特定重要港湾・重要港湾	漁港、その他港湾
		高速道路（計画のみ）	州道（現在の国道）	その他道路
			1級・2級河川、治水	その他河川
			ダム	
			海岸（海岸保全区域）	その他海岸
			工業用水	上水道、下水道
				都市公園
				公営住宅
				地下鉄
			治山、砂防	土地改良
		国土（計画のみ）	州土（計画のみ）	都市・農山漁村・地域
環境	公害防止	発生機構が未解明な化学物質汚染に関する調査、研究、評価	環境規制・対策（大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭）	環境調査（大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭）
	廃棄物処理		産業廃棄物対策	一般廃棄物対策
	環境保護		自然公園の整備・保全・管理	温泉の保護・管理
			野生生物の保護	
産業・経済	産業振興	エネルギー・原子力政策	地域産業政策	中小企業政策
	農業	食料の安定供給確保	農業政策	
	林業		林業政策	
	漁業		漁業政策	
	観光		観光政策	観光資源・施設の整備・維持・管理

分野	小分類	国の事務	州の事務	基礎自治体の事務
交通・通信・放送	交通		鉄道運送事業政策	
			旅客自動車運送事業政策	公営バスの運営
			貨物自動車運送事業政策	
		自賠責保険制度	自動車の登録・検査・整備	
				交通安全対策
		海運国際協定、船舶航行安全		
		航空国際協定、航空機航行安全		
	通信・放送		電波管理	
		非常事態での重要通信の確保		
		情報セキュリティ対策の推進		
			無線局開設の免許付与、審査	
			委託放送事業に対する認定	
雇用・労働	雇用	雇用保険	雇用対策、雇用均等の確保、外国人雇用	職業紹介、職業訓練
	労働		労働条件、労働相談	
安全・防災	安全	テロ対策	自衛隊派遣要請	
		スパイ対策、公安	警察	
	防災	気象情報	防災計画	
		大規模災害への対応	自衛隊派遣要請	消防活動、被災証明
福祉・健康	福祉			児童福祉施設・幼稚園
				児童相談
				児童手当、遺児手当など
				母子福祉
				障害者福祉
				高齢者福祉
		介護保険制度の基準制定	(介護保険制度の運営)	介護保険制度の運営
				生活保護
				民生委員
		年金、恩給		
	医療		救急医療体制、僻地医療体制整備	病院・診療所・助産所の開設許可
			病院の整備・運営（現在の国立病院）	医療法人の設立許可
		治療方法が確立していない疾病の予防・治療	難病対策	感染症対策、予防接種
		医療保険（被用者保険、国民健康保険）		
	衛生			興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の営業許可
		検疫		埋葬、火葬、改葬、墓地、納骨堂
	健康			栄養指導、健康相談
	医薬	医薬品等の検査・検定		
		医薬品等製造販売業の許可	薬局開設の許可	医薬品販売業の許可
教育・科学技術・文化	教育		教育体制、教職員	
			学校施設	
			大学の整備・運営（現在の国立大学）	
			スポーツ事業（国際的・全国的規模）	スポーツ振興、スポーツ施設整備
	科学技術	科学技術に関する基礎・基盤研究	科学学術振興政策	
		著作権保護・利用		
	文化	国際文化交流	文化振興政策	展示会・講習会・その他催しの主催
		文化財の保存・活用に関する政策	文化財の保存・活用	歴史的風土保存

【出典：(社)中部経済連合会「中部州の姿－住みやすい地域・働きやすい地域 No. 1 を目指して－」（平成 21 年 3 月）】

第2節 新たな役割分担に応じた歳出の振り分け

前節で確認した、道州制導入後の「国・州・基礎自治体の役割分担」にもとづいて、国から地方に移譲する事務・事業と、その歳出規模を特定する。

(1) 「国・州・基礎自治体の役割分担」にもとづく事務・事業の振り分け

国の事務・事業の振り分けは、国の歳出決算データに即して、具体的には次のような手順を踏んで行った。

①省庁単位で「国に残すもの」と「国・地方に振り分けを行うもの」に大別。

※例えば皇室・外交・防衛などは「役割分担」において全面的に国の役割としたため、これらに関わる省庁（皇室、国会、裁判所、会計検査院、内閣、法務省、外務省、防衛省）の歳出は「国に残すもの」とし、それ以外を「国・地方に振り分けを行うもの」とした。

②上記①で「国・地方に振り分けを行うもの」とした省庁を対象に、平成19年度歳出決算書における項別の事業費を調査、把握。

③各省庁の本省費のうち、項別の事業費が所定額（500億円）を上回るもの、および外局・地方支分部局の事業費を抽出。

※国の事業費を項単位で把握すると、14.6兆円に上る「地方交付税交付金」から十万円足らずのものまで、多種多様な事務・事業が存在する。平成19年度歳出決算書では、全体で800以上ある項目のうち、事業費が500億円以上の項目と外局・地方支分部局の合計（計132項目）で、事業費全体の97.3%を補捉できるため、これらを対象に以後の振り分けを検討した。

④抽出した項別の事業費を、「役割分担」および過去の提言等に即して「国に残すもの」「一部地方に移譲するもの」「全部地方に移譲するもの」に振り分け。振り分けを行った省庁別に国と地方の配分比率を算定。

⑤上記④で得られた省庁別の配分比率にもとづき、③で振り分けの対象から漏れた、500億円未満の項目を配分。

こうした手順で振り分けを行った結果、国の歳出総額81.8兆円のうち、45%に相当する37.2兆円を、国から地方に移譲すべき歳出額として特定した。（詳細次ページ）

表 9 歳出決算項目の振り分けにより国から地方へ移譲される事業費の算出

所管	組織	項	支出済歳出額(億円)	国割合(%)	地方割合(%)	国残存額(億円)	地方移譲額(億円)
皇室	皇室合計	皇室合計	65.7	100.0	0.0	65.7	0.0
国会所管	国会所管合計	国会所管合計	1,229.7	100.0	0.0	1,230	0
裁判所所管	裁判所所管合計	裁判所所管合計	3,183.0	100.0	0.0	3,183	0
会計検査院所管	会計検査院所管合計	会計検査院所管合計	200.8	100.0	0.0	201	0
内閣所管	内閣所管合計	内閣所管合計	857.1	100.0	0.0	857	0
	内閣本府	揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	830.9	0	100	0	831
	北方対策本部	北方対策本部	10.7	100	0	11	0
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	7.1	100	0	7	0
	日本学術会議	日本学術会議	11.8	100	0	12	0
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	101.3	0	100	0	101
	宮内庁	宮内庁	109.7	100	0	110	0
	公正取引委員会	公正取引委員会	80.6	100	0	81	0
	警察庁	警察庁	2,697.6	80	20	2,158	540
	金融庁	金融庁	206.2	100	0	206	0
		その他(500億円未満事業計)	1,379.1	70	30	965	414
内閣府所管	内閣府所管合計	内閣府所管合計	5,434.9	65.3	34.7	3,550	1,885
総務省所管	総務本省	総務本省	1,541.9	10	90	154	1,388
	総務本省	恩給費	8,710.3	100	0	8,710	0
	総務本省	参議院議員通常選挙費	560.1	100	0	560	0
	総務本省	地方交付税交付金	146,196.4	0	100	0	146,196
	総務本省	地方特例交付金	3,119.8	0	100	0	3,120
	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	598.6	100	0	599	0
	管区行政評価局	管区行政評価局	88.0	0	100	0	88
	総合通信局	総合通信局	144.0	0	100	0	144
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	5.6	100	0	6	0
	消防庁	消防庁	130.3	10	90	13	117
		その他(500億円未満事業計)	1,317.2	10	90	132	1,185
総務省所管	総務省所管合計	総務省所管合計	162,412.2	6.3	93.7	10,174	152,239
法務省所管	法務省所管合計	法務省所管合計	6,739.8	100.0	0.0	6,740	0
外務省所管	外務省所管合計	外務省所管合計	8,750.2	100.0	0.0	8,750	0
財務省所管	財務本省	財務本省	1,015.1	90	10	914	102
	財務本省	国債費	192,904.1	100	0	192,904	0
	財務本省	政府出資	4,224.6	100	0	4,225	0
	財務局	財務局	616.0	50	50	308	308
	税関	税関	893.3	100	0	893	0
	国税庁	国税庁	7,079.3	20	80	1,416	5,663
		その他(500億円未満事業計)	1,116.8	90	10	1,005	112
財務省所管	財務省所管合計	財務省所管合計	207,849.2	97.0	3.0	201,665	6,185
文部科学省所管	文部科学本省	文部科学本省	1,572.6	20	80	315	1,258
	文部科学本省	公立文教施設整備費	1,759.2	20	80	352	1,407
	文部科学本省	義務教育費国庫負担金	16,641.4	0	100	0	16,641
	文部科学本省	学校教育振興費	906.1	0	100	0	906
	文部科学本省	(独)国立高等専門学校機構運営費	690.3	0	100	0	690
	文部科学本省	育英事業費	1,200.8	100	0	1,201	0
	文部科学本省	国立大学法人運営費	12,043.8	0	100	0	12,044
	文部科学本省	国立大学法人施設整備費	1,618.6	0	100	0	1,619
	文部科学本省	私立学校助成費	5,152.2	0	100	0	5,152
	文部科学本省	科学技術振興費	3,650.8	100	0	3,651	0
	文部科学本省	(独)科学技術振興機構運営費	1,034.6	100	0	1,035	0
	文部科学本省	(独)理化学研究所運営費	623.3	100	0	623	0
	文部科学本省	(独)宇宙航空研究開発機構運営費	1,288.3	100	0	1,288	0
	文部科学本省	(独)日本原子力研究開発機構運営費	587.7	100	0	588	0
	文部科学本省	電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費	1,385.0	0	100	0	1,385
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄機関	56.2	100	0	56	0
	文化庁	文化庁	977.5	100	0	977	0
		その他(500億円未満事業計)	3,268.9	20	80	654	2,615
文部科学省所管	文部科学省所管合計	文部科学省所管合計	54,457.1	19.7	80.3	10,739	43,718
厚生労働省所管	厚生労働本省	厚生労働本省	1,677.8	50	50	839	839
	厚生労働本省	科学研究費	807.3	100	0	807	0
	厚生労働本省	保健衛生諸費	905.5	10	90	91	815
	厚生労働本省	原爆障害対策費	1,467.4	100	0	1,467	0
	厚生労働本省	雇用保険国庫負担金	1,198.7	100	0	1,199	0
	厚生労働本省	社会福祉諸費	650.7	0	100	0	651
	厚生労働本省	児童保護費	4,943.5	0	100	0	4,944
	厚生労働本省	児童扶養手当給付諸費	1,521.8	0	100	0	1,522
	厚生労働本省	児童手当国庫負担金	2,437.2	0	100	0	2,437
	厚生労働本省	生活保護費	19,820.1	0	100	0	19,820
	厚生労働本省	遺族及留守家族等支援費	654.7	0	100	0	655
	厚生労働本省	障害者自立支援給付諸費	5,958.2	0	100	0	5,958
	厚生労働本省	特別児童扶養手当給付諸費	1,265.9	0	100	0	1,266
	厚生労働本省	老人医療・介護保険給付諸費	48,588.0	10	90	4,859	43,729
	厚生労働本省	国民健康保険助成費	36,473.2	100	0	36,473	0
	厚生労働本省	社会保険国庫負担金	11,197.5	100	0	11,198	0
	厚生労働本省	厚生年金保険国庫負担金	51,658.8	100	0	51,659	0
	厚生労働本省	国民年金国庫負担金	18,496.1	100	0	18,496	0
	厚生労働本省	水道施設整備費	709.2	0	100	0	709
	検疫所	検疫所	87.6	100	0	88	0
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所	383.1	100	0	383	0
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究機関	160.2	100	0	160	0
	国立更生支援機関	国立更生支援機関	95.7	100	0	96	0
	地方厚生局	地方厚生局	65.6	0	100	0	66
	都道府県労働局	都道府県労働局	938.1	0	100	0	938
	中央労働委員会	中央労働委員会	16.2	100	0	16	0
		その他(500億円未満事業計)	3,157.4	60	40	1,894	1,263
厚生労働省所管	厚生労働省所管合計	厚生労働省所管合計	215,335.5	60.2	39.8	129,724	85,611

所管	組織	項	支出済歳出額(億円)	国割合(%)	地方割合(%)	国残存額(億円)	地方移譲額(億円)
農林水産省所管	農林水産本省	農林水産本省	858.0	10	90	86	772
	農林水産本省	農業・食品産業強化対策費	580.0	0	100	0	580
	農林水産本省	食料安定供給対策費	2,182.0	100	0	2,182	0
	農林水産本省	農業生産振興費	546.7	0	100	0	547
	農林水産本省	水田農業構造改革対策費	2,026.8	0	100	0	2,027
	農林水産本省	牛肉等関税財源畜産振興費	826.8	0	100	0	827
	農林水産本省	農業者年金等実施費	1,527.2	100	0	1,527	0
	農林水産本省	農業保険費	1,124.4	100	0	1,124	0
	農林水産本省	農村振興費	784.8	0	100	0	785
	農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	3,159.5	0	100	0	3,160
	農林水産本省	農村整備事業費	993.1	0	100	0	993
	農林水産本省	農地等保全管理事業費	957.1	0	100	0	957
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導機関	152.0	100	0	152	0
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	877.0	100	0	877	0
	地方農政局	地方農政局	895.0	0	100	0	895
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	45.0	0	100	0	45
	林野庁	林野庁	4,732.0	20	80	946	3,786
	水産庁	水産庁	2,508.4	20	80	502	2,007
		その他(500億円未満事業計)	3,041.4	30	70	912	2,129
	農林水産省所管合計	農林水産省所管合計	27,817.1	29.9	70.1	8,309	19,508
経済産業省所管	経済産業本省	経済産業本省	659.8	10	90	66	594
	経済産業本省	(独)産業技術総合研究所運営費	656.8	100	0	657	0
	経済産業局	経済産業局	152.8	0	100	0	153
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	6,081.0	90	10	5,473	608
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院	56.5	100	0	57	0
	中小企業庁	中小企業庁	1,244.7	10	90	124	1,120
		その他(500億円未満事業計)	1,646.6	70	30	1,153	494
経済産業省所管	経済産業省所管合計	経済産業省所管合計	10,498.2	71.7	28.3	7,529	2,969
国土交通省所管	国土交通本省	国土交通本省	1,687.2	10	90	169	1,519
	国土交通本省	治水事業費	6,995.5	0	100	0	6,996
	国土交通本省	揮発油税等財源道路整備事業費	10,687.9	0	100	0	10,688
	国土交通本省	道路整備事業費	1,100.5	10	90	110	991
	国土交通本省	港湾事業費	1,666.1	10	90	167	1,500
	国土交通本省	空港整備事業費	689.6	10	90	69	621
	国土交通本省	航空機燃料税財源空港整備事業費	859.7	0	100	0	860
	国土交通本省	新幹線鉄道整備事業費	717.4	100	0	717	0
	国土交通本省	住宅建設等事業費	2,205.4	0	100	0	2,205
	国土交通本省	住宅対策諸費	4,186.1	10	90	419	3,768
	国土交通本省	揮発油税等財源都市環境整備事業費	5,123.7	0	100	0	5,124
	国土交通本省	都市環境整備事業費	3,888.5	0	100	0	3,889
	国土交通本省	都市計画事業費	6,743.0	10	90	674	6,069
	国土交通本省	河川等災害復旧事業費	1,989.4	0	100	0	1,989
	国土交通本省	北海道治水事業費	1,166.7	0	100	0	1,167
	国土交通本省	揮発油税等財源北海道道路整備事業費	1,957.6	0	100	0	1,958
	国土交通本省	北海道農業生産基盤整備事業費	608.5	0	100	0	609
	国土交通本省	地域再生推進費	812.6	0	100	0	813
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所	39.3	100	0	39	0
	国土地理院	国土地理院	102.8	100	0	103	0
	地方整備局	地方整備局	321.8	0	100	0	322
	北海道開発局	北海道開発局	527.6	0	100	0	528
	地方運輸局	地方運輸局	229.7	0	100	0	230
	地方航空局	地方航空局	17.3	0	100	0	17
	船員労働委員会	船員労働委員会	3.9	100	0	4	0
	気象庁	気象庁	587.4	100	0	587	0
	海上保安庁	海上保安庁	1,967.3	100	0	1,967	0
	海難審判庁	海難審判庁	22.3	100	0	22	0
		その他(500億円未満事業計)	6,684.9	10	90	669	6,016
	国土交通省所管合計	国土交通省所管合計	63,589.8	9.0	91.0	5,716	57,874
環境省所管	環境本省	環境本省	576.0	10	90	58	518
	環境本省	科学研究費	748.0	0	100	0	748
	地方環境事務所	地方環境事務所	55.4	0	100	0	55
		その他(500億円未満事業計)	831.0	10	90	83	748
環境省所管	環境省所管合計	環境省所管合計	2,210.3	6.4	93.6	141	2,070
防衛省所管	防衛省所管合計	防衛省所管合計	47,795.2	100.0	0.0	47,795	0
		歳出合計	818,425.7	54.5	45.5	446,367	372,058

【出典：「平成 19 年度一般会計歳出歳入決算」等より作成】

注：表中「支出済歳出額」の色分けは次のとおり。

- …省庁別小計
- …歳出額が 1,000 億円以上の項
- …歳出額が 500 億円以上 1,000 億円未満の項
- …歳出額が 100 億円以上 500 億円未満の項

(色なしは 100 億円未満の地方支分部局・外局など)

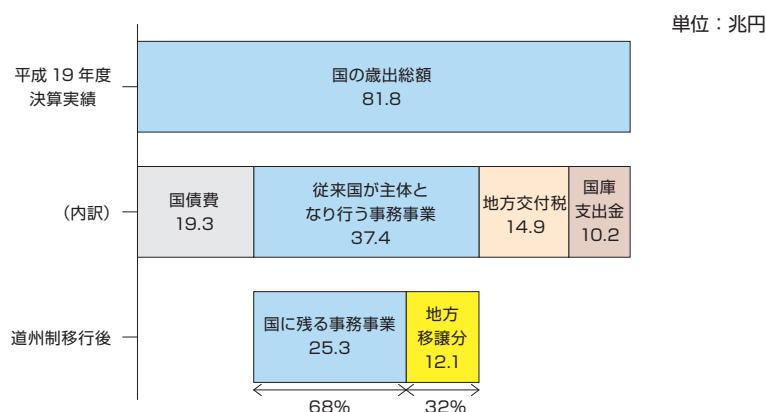
ここで、国から地方に移譲すべき歳出額として特定した **37.2 兆円**には、**本会が過去の提言で廃止を提唱した地方交付税交付金・地方特例交付金等の合計 14.9 兆円および国庫支出金 10.2 兆円が含まれている**ことに注意を要する。前章で触れたように、これらは現行制度の下で既に国から地方に移転済みの財源であり、道州制への移行によって国から地方へ新たに移転される歳出（事務・事業の国から地方への移譲）とは区別されるべきである。

また、**国に残すべきとした歳出 44.6 兆円には、国債の利払い・償還に充てられる国債費 19.3 兆円が含まれている**ことにも、注意を要する。道州制への移行にともない国から地方に財源を移譲する場合、歳入が減る国の財政状態が悪化する。国の財政再建を重視する立場からは「各道州が既発国債の一部を引き受けることで国の負債を軽減すべき」といった主張もなされるところである。

しかし、こうした主張を検討する際には、国債を道州に引き受けさせることが法的・政治的にそもそも可能か、国債の市場における信認に影響を与えないか、引き受けが可能であるとして各道州が引き受ける国債の額をいかにして決めるか、といった、多岐にわたる論点を網羅する必要がある。**本提言では、議論の発散を避けるために、国債の発行・利払い・償還などについては、国が（現状と変わらず）管理・運営するという前提を置いた。**

こうして地方交付税交付金等、国庫支出金および国債費の影響を除くと、国から地方に移譲される事務・事業の実質的な規模は、12.1 兆円となる。

図 18 国・地方の歳出移譲を踏まえた財政規模と配分割合の整理



【出典：「平成 19 年度一般会計歳出歳入決算」等より作成】

図 18 において整理したとおり、国の歳出総額から地方交付税交付金等、国庫支出金および国債費の影響を除くと、従来国が主体となり行ってきた事務事業、言わば「**真水**」の国の事業費は 37.4 兆円である。

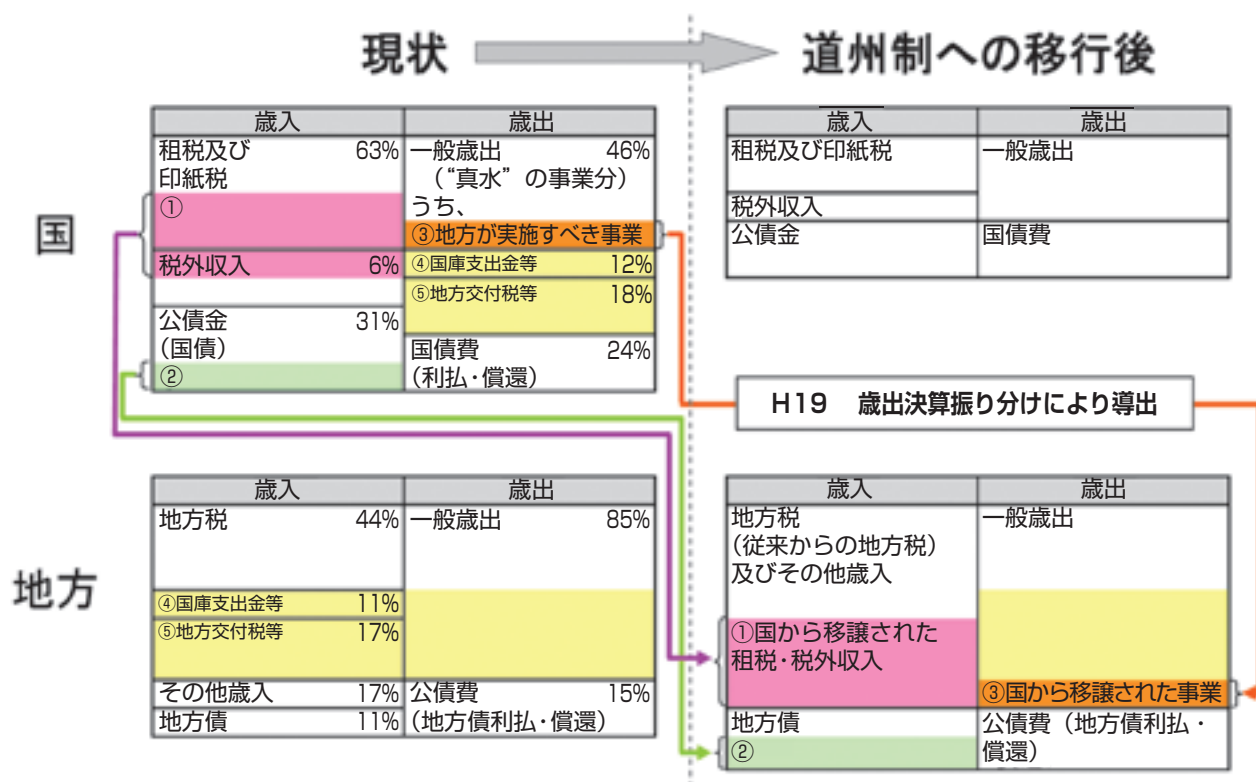
そのうち、地方に移譲されるのは 12.1 兆円であるから、国が行ってきた事業に占める比率は 32%程度という試算結果が得られた。

第3節 歳出の振り分けに対応した国から地方への税財源の移譲

(1) 国と地方の財政構造変化のイメージ

前節で述べた、道州制への移行にともなう「国から地方への歳出の振り分け」の結果と、これに対応した「国から地方へ歳入の移譲」による財政構造の変化を模式的に表すと、図19のようになる。

図19 道州制への移行による国と地方の財政構造の変化（イメージ）



【出典：「平成19年度一般会計歳出歳入決算」等より作成】

左側に示した現状において、国の歳入は84.6兆円、歳出は81.8兆円である。国の歳出の中には、国から地方への財政移転である国庫支出金等（図中④）および地方交付税等（図中⑤）が含まれている。

道州制への移行によって、**国庫支出金等**（図中④）**および地方交付税等**（図中⑤）計25.1兆円が**廃止・縮減**される。また、これに加えて、役割分担の見直しによって**国から地方に移譲される事業**（図中③、前節より12.1兆円規模）が生じるため、**国の歳出総額は、81.8兆円から44.6兆円に減少する**。その内訳は、**事業費25.3兆円、国債費19.3兆円**となる。

他方、地方の歳出は、国からの事務・事業の移譲（図中③）にともない増加する。ただし道州制への移行により、事務・事業が住民により近い場所で企画・立案・実施されることとなるため、効率化努力が一層はたらくと期待される。したがって、国の歳出が減る分が、そのまま地方の歳出増とはならない点に留意が必要である。

国と地方の重複行政が解消されることにより、人件費や設備の維持管理費などの効率化が図られる。**12.1 兆円規模の事務・事業が国から地方に移譲される際に、10%の歳出効率化が図られると仮定すると、地方の歳出は 10.9 兆円の増加となる。**

（2）国と地方の歳入構造の変化

道州制への移行にともない、国と地方の歳入構造も大きく変化する。まず、地方交付税・地方特例交付金および国庫支出金の廃止・縮減にともない、これらに相当する 25.1 兆円（図 19 中④・⑤）を国から地方に移譲する必要がある。これにより国の歳入はスリム化される。

なお上述したように、これらは既に国から地方へ財政移転されている部分であるから、地方全体の歳入は影響を受けない。また、この部分については既に国から地方へ財政移転され、地方における事業に充てられていることから、**本提言では道州制への移行にともなう地方交付税・地方特例交付金および国庫支出金の配分の見直しは行わない。**

他方、前項で述べたとおり、国から地方への事務・事業の移譲に対応して、地方の歳出が 10.9 兆円増加するため、地方は何らかの措置によって歳入の増加を図る必要がある。地方の歳入を増やす措置としては、地方税の増税や地方債の増発によることも考えられるが、**国が実施する事業が移譲されることを考えれば、まずは所要額を国からの財源移譲によって賄うことが妥当であろう。**

国から地方への財源移譲の手段については、複数の考え方があり得る。国の歳入は、税と国債とで賄われており、国が実施する事務・事業に充てられる費用がどちらに由来するかは特定できない。したがって理屈の上では、国から地方へ事務・事業を移譲することに由来する財源移譲には、税源の移譲による場合と国債の地方による引き受けによる場合の 2 通りが考えられる。こうした観点から図 19 には国税から地方税への移譲（図中①）と国債の地方による引き受け（同②）の 2 本の矢印を引いた。

しかし前述したとおり、本提言では議論の発散を防ぐため、国債の制度変更に立ち

入らないこととしている。そこで**以後のシミュレーションにおいては、国から地方への事業の移譲にともなう地方の歳出増に見合う額について、国税から地方に移譲することで歳入側のバランスを取ることを前提とする。**

(3) 具体的な歳出・歳入の姿（まとめ）

①歳出の姿

道州制への移行にともない、地方交付税・国庫支出金の廃止と国から地方へ12.1兆円規模の事務・事業の移譲を行うことで、**国の歳出総額は、81.8兆円から44.6兆円に減少する。その内訳は、事業費25.3兆円、国債費19.3兆円**である。

他方、地方の歳出総額は、国から移譲を受ける事務・事業に応じて増加する。本稿では10%の効率化が生じると仮定し、**地方の歳出は10.9兆円増加するものとする。**

②歳入の姿

上述したとおり、道州制への移行にともない、国の歳出総額は減少する。国から地方へ財源を移譲した上で所要（44.6兆円）の歳入額を得るためには、国は国税あるいは国債による財源確保が必要である。仮に**国債（公債金25.4兆円）による歳入を固定すると、国は残る19兆円余りを租税・印紙・税外収入などで賄う必要がある。**

また、地方の歳出は10.9兆円増加するため、所用の歳入額を得るためには、国から一定の財源を移譲する必要がある。

具体的には、国の歳入のうち公債金・前年度剰余金を除く56.2兆円から地方交付税・国庫支出金など地方に移譲される部分を除いた**31.1兆円が、道州制の導入前に国が事務・事業に充てている部分であると考えられる。**

第2節より、国から地方に移譲する事務・事業は、従来国が主体となって実施してきた事務・事業の32%であることから、31.1兆円の32%=9.9兆円を地方に移譲することとする。

第4節 財政面から見た中部州の姿

(1) 中部州の財政の現状

第Ⅱ章第3節で確認した、地域ブロック別の歳入・歳出決算額によると、**中部州の歳入は12.3兆円、歳出が12.0兆円となっている**（いずれも都道府県＋市町村の単純合計ベース）。これが中部州の財政の現状であると言える。

前節において、国から地方への歳入・歳出それぞれの移譲総額を算定した。こうして得られた**歳入移譲額9.9兆円・歳出移譲額10.9兆円に、全国に占める中部5県の割合を乗じれば、道州制移行時における中部州への移譲額が算定でき、これを中部5県の歳入・歳出にそれぞれ合算すれば、中部州の財政の姿が概観できる。**

(2) 中部のシェアと歳入・歳出の配分結果

地方全体の移譲額から中部州への移譲額を算定するにあたり、どのような割合（全国に占める中部のシェア）を用いるかが、極めて重要な意味を持つ。

そこで本会は、第Ⅱ章で見た国税徴収シェア（表2）、交付税等国からの財政移転シェア（表5）、人口・経済規模シェア（表6）を参考に、複数の配分指標によってシミュレーションを実施した。

表10 道州制への移行による中部州への影響試算

	歳入 14% 歳出 14%	歳入 14% 歳出 9%	歳入 11% 歳出 14%	歳入 11% 歳出 9%	配分指標となる 「中部のシェア」の考え方 14%＝経済力シェア 11%＝国税徴収シェア 9%＝交付税等国からの 財政移転シェア
地方の歳入増 9.9兆円	1.39兆円	1.39兆円	1.09兆円	1.09兆円	
地方の歳出増 10.9兆円	1.53兆円	0.98兆円	1.53兆円	0.98兆円	
差 引	▲0.14兆円	0.41兆円	▲0.44兆円	0.11兆円	

これらのシミュレーションの結果を受けて、次の理由から「歳入14%・歳出9%」の組み合わせを、以後の検討の基準ケースとすることとした。

まず**歳入の移譲については、国から地方へ税収が移譲されるものという前提を置いたため**（前節(3)参照）、これに乗じる中部のシェアは、**地方税のシェアである14%を用いることとした**。第Ⅱ章第3節に示した地域ブロック別の人口・経済規模等の指標（表6）を見ても、地方税の税収は概ね経済力のシェアに見合っており、自立した経

済圏を築くという道州制の目的に照らしても妥当な選択と考える。

また**歳出の移譲**については、従来、地方交付税や国庫支出金といった国からの財政移転によって行われてきた**事務・事業が増える**と考えられる。第Ⅱ章第3節（19 ページ）で触れたように、**歳入総額のうち、国から財源の移譲を受けている部分（総額から地方税・地方債・その他収入を除いた部分）の日本全体に占めるシェアは9%**となっている。したがって、**歳出の移譲に乗じる中部のシェアは9%**を用いることとした。

これらの前提を置いて計算した結果、中部州の歳入は 1.4 兆円増加する一方、歳出は 1.0 兆円増加するため、差し引き 0.4 兆円の収入増となる。また道州制の導入前の歳入・歳出と合算すると、中部州の歳入は 13.7 兆円、歳出は 13.0 兆円となり、歳入超過である。したがって、**一定の前提の下で試算した結果、道州制導入後の中部州は、州内で得られる歳入で、州が行う事務・事業を賄うことができる。また配分指標を変えて試算すると、0.4 兆円の歳入超過から 0.4 兆円の歳出超過の幅に収まる結果が得られることから、総じて言えば中部州は財政的に均衡する可能性が高い。**

なお、表 10 において示した歳入・歳出の配分比率（中部は歳入＝14%、歳出＝9%）と条件を揃え、他の地域ブロックについても同様の試算を実施したところ、首都圏では歳入が歳出を大きく上回ったほか、中部および近畿圏は国から配分される歳入が歳出を若干上回り、それ以外の地域は歳出が歳入を上回るとの結果が得られた。

この試算は、国から移譲される**税収を経済力に見合うように配分する前提**であるため、産業集積が進んだ地域、とりわけ首都圏に有利に働く。道州制を導入する際には、**国から地方に移譲する税財源を地域ブロック（州）間でどのように配分するかが、税制の将来像と併せて検討すべき極めて重要な課題**となると言えよう。

（3）前提条件を変えた場合の複数の試算

前項までのシミュレーションでは、国から地方への歳入移譲総額を 9.9 兆円、歳出移譲総額を 10.9 兆円と固定して試算を行った。これは、道州制への移行にともなって国から地方に移譲する事務・事業について、10%程度の効率化（歳出削減）を織り込み、かつ国から財源が移譲されるとの前提に立っている。

前提条件を変えれば、シミュレーションの結果も当然に異なる。参考までに歳入・歳出の国から地方への移譲に関する考え方を変えた場合のシミュレーション結果を次に示す。

表 11 シミュレーション結果一覧

	歳入 14% 歳出 14%	歳入 14% 歳出 9%	歳入 11% 歳出 14%	歳入 11% 歳出 9%
【基準ケース】 国から総額 9.9 兆円の歳入移譲 (中部のシェアで配分)、歳出 10%効率化	▲ 0.1 兆円	0.4 兆円	▲ 0.4 兆円	0.1 兆円
【参考①】 国からの歳入移譲なし、歳出効率化なし	▲ 1.7 兆円	▲ 1.1 兆円	▲ 1.7 兆円	▲ 1.1 兆円
【参考②】 基準ケースに加え、既に地方の歳入に 含まれる 25.7 兆円も中部シェアで再配分	1.1 兆円	1.7 兆円	0.0 兆円	0.6 兆円

【基準ケース】として示したのは、表 10 で示したものと同一内容である。

【参考①】として示したケースは、道州制への移行に際し歳出＝事務・事業の効率化がなく、かつ国からの歳入の移譲がない場合の試算である。一見して明らかであるように、中部州の財政は悪化する。

また【参考②】として示したケースは、新たに国から移譲される 9.9 兆円のみならず、既に地方に移転済みである地方交付税や国庫負担金（総額 25.7 兆円）も同じ歳入シェアで配分する場合の試算である。第 I 章第 3 節で見たように、現実には中部 5 県は 25.7 兆円のうち 9 %程度の配分を受けているが、【参考②】として示したケースの場合、中部州に 14%が配分されることとなるため、中部州の財政は改善する。

第Ⅳ章 残る課題の整理

第 1 節 水平的な財政調整制度を設ける場合の枠組み

第Ⅲ章第 4 節でも述べたように、道州制を導入する際には、国から地方に移譲する税財源を地域ブロック（州）間でどのように配分するかが、税制の将来像と併せて検討すべき極めて重要な問題である。

また、現にある財政的な格差の縮小と州独自の成長戦略へのインセンティブを両立させるためには、**道州制への移行後 10 年程度は、州間での水平的な財政調整（とりわけ首都圏から他の州への財政移転）を設け、調整額を逡減させる仕組みが不可欠**となると考えられる。

そこで本節では、過去の諸機関の提言等から、水平的な財政調整制度を設ける場合にどのような枠組みが考えられるかを、2 件例示する。

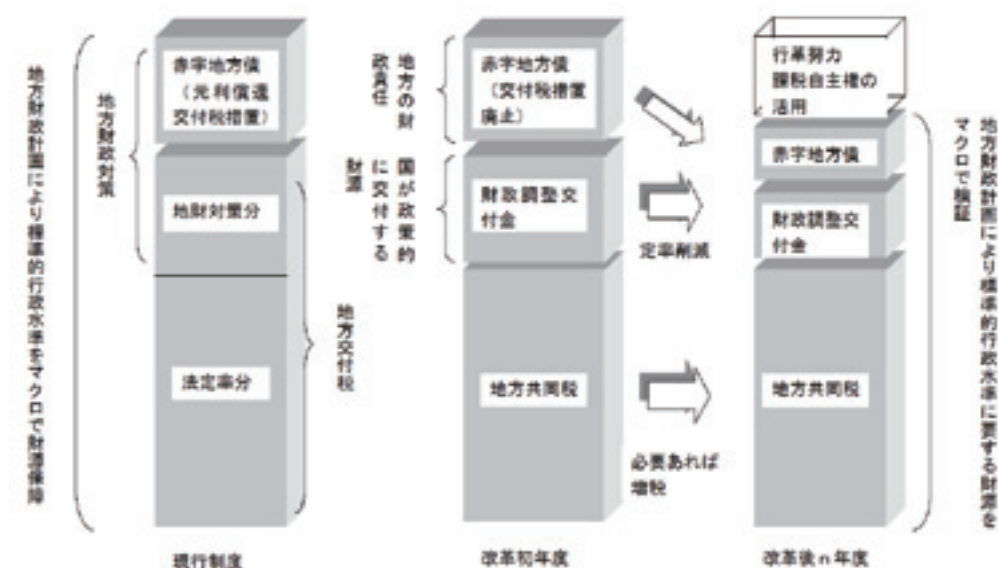
(1) 「地方共同税」構想

総理大臣の諮問機関である地方分権改革推進会議が、平成 15 年に示したものが「地方共同税」構想である。平成 13 年から 16 年まで設置された同会議は、地方分権の一層の推進を図る観点から「国と地方公共団体の役割分担に応じた事務・事業のあり方」および「税財源の配分のあり方」など、地方制度に関する重要事項について審議することとされた。

平成 15 年 5 月に同会議が取りまとめた「三位一体の改革についての意見」は、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②地方交付税の総額抑制と財源保障機能の縮小（財政力格差の調整機能を強化）、③税源移譲を含む税源配分の見直し、等を提起している。

その上で「三位一体の改革についての意見」は、地方分権改革がさらに進展した後の財政調整制度の将来像として、地方公共団体間の水平的財政調整制度が考えられるとした上で「今後の地方行政体制の見直しも視野に入れ、国の関与の廃止・縮減の状況も見極めつつ、地方共同税（仮称）も含め専門的な検討が進められることを期待する」と述べている。

図 20 地方共同税構想の概要



【出典：地方分権改革推進会議 第34回小委員会資料】

地方分権改革推進会議が示した「地方共同税」とは、概ね次のような構想である。

- ① 地方交付税には、国税5税に法定率を乗じて得られる「法定率分」（＝国の一般会計歳出における地方交付税）と、地方の事務・事業に要する費用を勘案して、言わば地方の財政対策として国が上乗せする「法定率以外の部分」とが存在する。
- ② 「法定率以外の部分」については、国による政策的な経費配分であることを明確化し、個別の財政需要を踏まえつつ国による財源保障を中心とした配分とする。
- ③ 「法定率分」は、その配分に当たって極力国の関与を排し、地方公共団体の参画の仕組みを導入しつつ、客観的、透明な手法で配分する、水平的な財政調整のためのものと原則として位置付ける。

ただし、財政調整の具体的な制度設計については「三位一体の改革に関する意見」に特段の記述はない。

また「三位一体の改革に関する意見」は、地方自治体における受益と負担の関係の明確化を打ち出し、現行地方交付税制度の赤字部分に対して地方の自主的な努力・責任による縮減と財源確保を強く指向する内容となっている。地方交付税が担保してきた財政調整機能（財源保障機能）を制度的に見直す点、税源として法人事業税の一部国税化を志向する点など多くの論点を有し、同会議においては意見集約に至らなかった経緯を持つ。

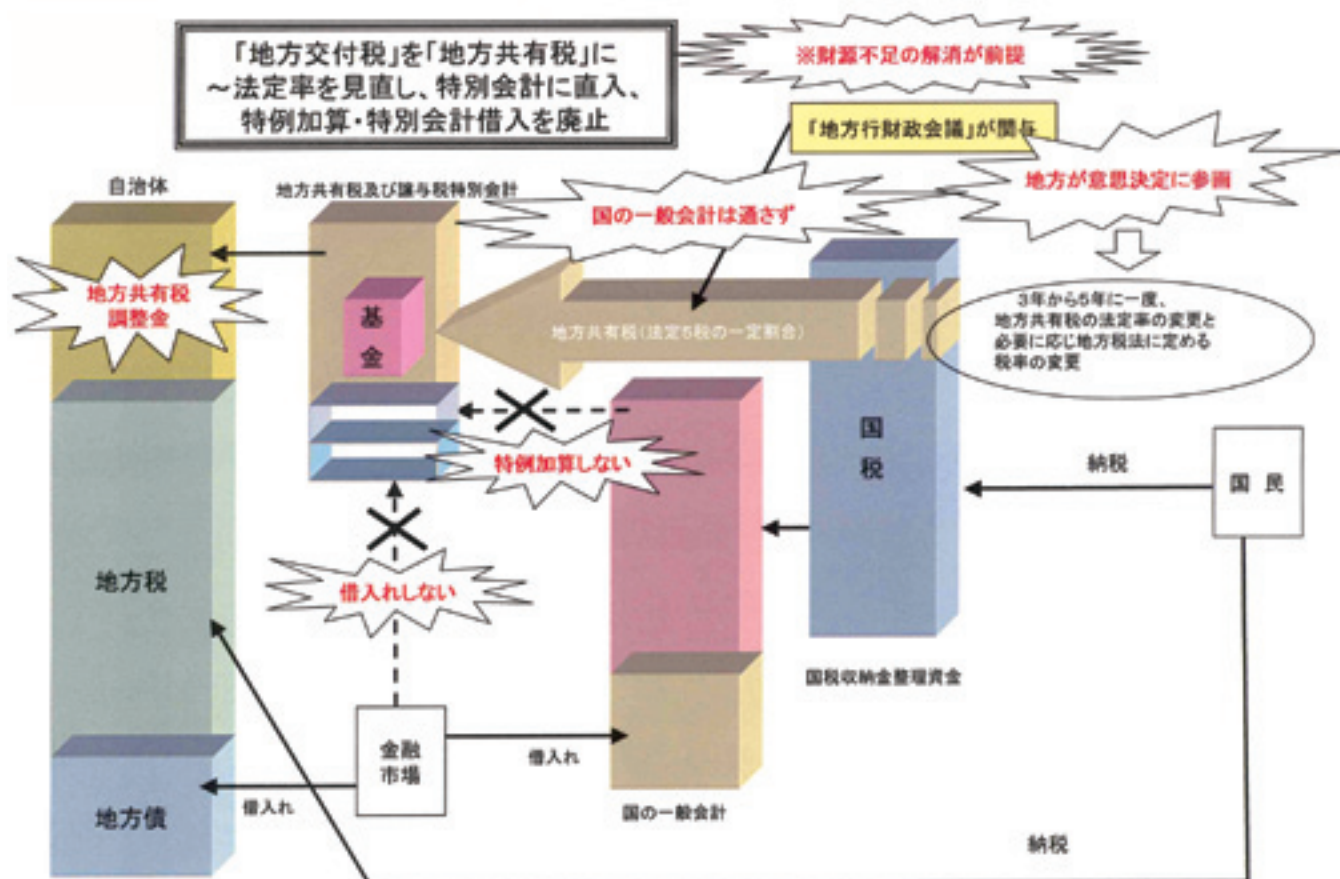
(2) 「地方共有税」構想

地方六団体が提唱した「地方共有税」は、地方交付税に代替されるものである。

ただし、地方交付税が国の一般会計から支出されるのに対して、「地方共有税」は国の一般会計を通さず「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れられることを想定している。

この背景には、「国の政策に地方を誘導するといった発想こそ、中央集権的発想であり、そうした国による発想を排除する」（地方六団体・新地方分権構想検討委員会「分権型社会のビジョン最終報告『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』」平成18年11月）という考え方がある。

図 21 地方共有税構想の概要



【出典：地方六団体 新地方分権構想検討委員会「分権型社会のビジョン中間報告」 概要版（平成18年5月）】

地方分権改革推進委員会が平成21年に取りまとめた第4次勧告においては、「地方自治体間の財政力格差の是正を図り、どの地域に暮らしていても豊かで活力のある自

治を享受できるような仕組みを構築する観点からも、現在の地方交付税制度が有している財政調整機能は重要であり、むしろその強化が図られるべき」との立場から、上述した「地方共有税」構想を土台にして、地方交付税制度の改革論議を深めていくべきであると提唱している。

道州制への移行に際しては、こうした構想を踏まえ、州の間に生じる財政的な格差の縮小と各州が独自の成長戦略を立案・実施するインセンティブとを両立させる制度設計が望まれる。例えば道州制への移行後 10 年間に限って水平的な財政調整制度を設け、かつ調整額を徐々に減らしていくといった制度にすることで、各州の自助努力を促す効果が期待できる。

第 2 節 道州制導入後の税体系のあり方

本会は、過去の提言等において、道州制導入後の税体系のあり方として「地域的な偏在性が小さい地方消費税を地方税の中心とすべき」との立場を繰り返し表明している。この立場は、昨年本会が取りまとめた「平成 22 年度税制改正に対する意見」とも共有しているところである。

第 I 章で見たとおり、わが国の財政は危機的な状況にあると言える。地方分権改革を進めて、行政サービス（受益）と税（負担）の対応関係をより透明化することで、国民負担の増加に向けた議論を進めるべき時を迎えていると言えよう。

国と地方の役割分担を見直し、道州制の実現を視野に入れた地方財政の安定と拡充が求められている。

以 上